

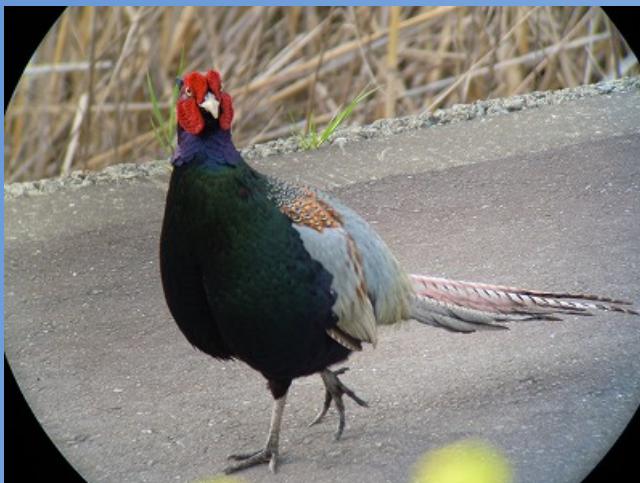
県立境川遊水地公園

水害から暮らしを守り

自然とふれあうことができる

水辺のある総合公園

平成 25 年度 事業計画書



公益財団法人 神奈川県公園協会

事 業 計 画 書 （目次）

1 基本方針・経営計画

- (1) 「施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針」 …… 計画書 1
- (2) 「本公園の管理に向けた参加意欲及び抱負等」 …… 計画書 2
- (3) 「本公園における特性と課題を踏まえた維持管理の考え方」 … 計画書 3

＜付属書類＞

年間維持管理計画表

2 実施体制等

- (1) 「執行体制の内容」 …… 計画書 4
- (2) 「緊急時の体制」 …… 計画書 5
- (3) 「人材の育成計画」 …… 計画書 6
- (4) 「諸規程の整備」 …… 計画書 7
- (5) 「公園の安全管理」 …… 計画書 8
- (6) 「利用者への対応」 …… 計画書 9
- (7) 「利用促進方策」 …… 計画書 10

＜付属書類＞

利用促進事業計画一覧

- (8) 「自主事業の運営」 …… 計画書 11
- (9) 「地域や関係機関との連携」 …… 計画書 12

＜付属書類＞

委託業務一覧表

なお、事業計画書の数量、時期、内容等は変動の要素がある。

計画書1 「施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針」

境川遊水地公園は、県北部の城山湖付近を水源として江の島付近で相模湾に注ぐ二級河川「境川」の洪水被害を軽減し、県民の暮らしや財産を守るためにつくられた遊水地の上部空間を利用した公園で、ビオトープを中心とした「自然創出ゾーン」やスポーツを楽しむことができる「広場ゾーン」、河川環境を考えることができます。「境川遊水地情報センター」が整備されています。

(1) 当該公園の設置目的を踏まえた管理運営について

私たち（公財）神奈川県公園協会は、平成19年8月より管理者として俣野及び下飯田遊水地の上部空間を利用した境川遊水地公園を

「水害から暮らしを守り、自然とふれあうことができる水辺のある総合公園」

として管理運営してきました。

利用者の視点を大切に考える私たちは、県の管理運営基準の「自然環境保全方針」「維持管理方針」「運営方針」を踏まえた上で、次に掲げる「総合的な管理運営方針」と「管理運営のテーマ」の下にこれまで培ってきたノウハウを最大限に発揮して、遊水地機能を踏まえた公園利用の推進を図ります。

総合的な管理運営方針

『遊水地の機能を活かした自然再生とスポーツ・コミュニケーション機会の創出』

管理運営のテーマ

遊水地としての機能を保全する

ビオトープを中心とした自然環境の保全・活用に取り組む

スポーツや交流を通じた地域づくり

上記の3つのテーマに基づき、以下の管理運営に取り組みます

ア 遊水地としての機能を保全します

- 遊水地としての機能を発揮できるように施設を保全します
- 何故遊水地をつくったのか？どういった機能であるのか？を伝えます

イ ビオトープを中心とした自然環境の保全・活用に取り組みます

- 多様な動植物が生息する環境を保全・育成します
- ビオトープを通じて境川流域の自然とふれあえる機会を設けます
- 自然環境を活用する様々な人や団体をつなげていきます
- 境川遊水地情報センターを活用して自然創出情報を発信します

ウ スポーツや交流を通じた地域づくりを行います

- 広場や運動施設の活用を通じて健康増進と地域づくりに貢献していきます
- 広場ならびに運動施設などは使いやすい運営に努めます
- ゴミの持ち帰りや省エネルギーなど環境にやさしい活用を促します

【平成 25 年度実施内容】

- ・河川管理者と連携して、境川遊水地情報センターでの遊水地の防災機能や境川を紹介した展示の充実に協力します。
- ・ビオトープ管理を地域の方や団体と行います。また、河川管理者と連携して県内外の環境学習のサポートを行い、公園区域内での地層見学や貝化石採集などの学校行事への協働を行います。
- ・境川遊水地情報センターで公園紹介、ここでの取り組みを紹介するなど、公園行政の P R の場として活用します。
- ・境川探検クラブや地元のマラソン大会・運動会などの地域団体の公園を利用した活動に協力します。
- ・下飯田遊水地の鷺舞橋から上流区域の貝化石が産出する環境や湿地や平地が存在する自然創出ゾーンを活かして自然体験型の学習プログラムを充実させます。
- ・鷺舞橋の右岸のポケットパークはサイクリングロードの利用者が多いため、このライダー（サイクリストの方）を意識した公園サービス（サイクリング情報の表示や空気入れの貸出など）を提供します。

(2)利用者の平等な利用の確保について

ア 平等利用の確保の考え方

本公園は地方自治法に基づく「公の施設」であるため、指定管理者は県の代行者として、常に平等かつ公平・公正な取り扱いによる安全で快適な管理運営を行う責務があります。

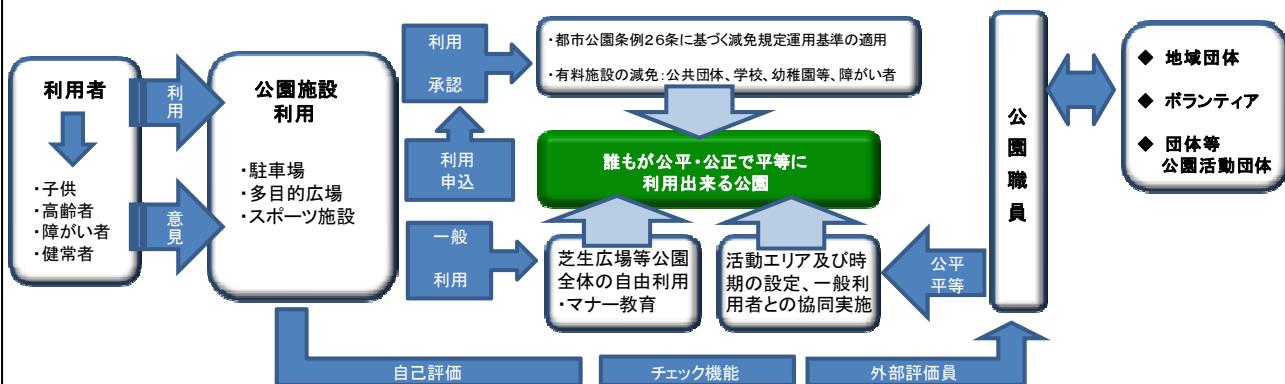
そこで、私たちは、本公園の管理運営にあたっては、地方自治法第244条第2項、第3項の主旨に則り、正当な理由のない限り、利用を拒まず、**特定の個人や団体の利用を優先することのない**ようにすることを徹底し、子供から成人、高齢者、障害者等がそれぞれの目的で楽しく公園利用ができるよう管理運営を行います。

イ 平等利用に向けた取り組みについて

本公園は、地域の方々を始め、運動施設利用者など多様な人々が利用します。このため、私たちは、園内や窓口での案内、運動施設の利用受付、貸出、さらには苦情、意見、要望等への対応など、あらゆる場面において、公平・平等・公正な判断対応が求められるため、相手の尊厳を尊重し、親切丁寧な対応を行います。利用者の価値観も千差万別であるため、中には不適切な利用や要望もあります。そのような利用者に対しても根気良く理解を求め、**特定の利用者の意見に偏らない**よう配慮します。

日々の管理運営業務において、平等の点で課題が生じた場合は、その検証と必要な改善を行い、平等利用の確保に努めるとともに、職員の人権・接遇研修等において、公平平等について職員教育を行い、意識向上を図ります。

【平等利用の流れ】



(3)利用者や地域住民等に配慮した管理運営について

管理運営実績を積んできた私たち公益法人であればこそ、「公の施設としてのあるべき姿」に照らしながら常に地域住民の要望や利用者のニーズに耳を傾け、境川遊水地公園の管理運営のあり方を常に検討して、安全、安心で快適な管理運営を行います。

ア 地域と連携した防災対策

信頼される確実な防災管理を行います

- 日頃より遊水地の機能の周知を図り、発災時には迅速な利用規制と適切な避難誘導を行い県民の信頼を高めます。
- 日頃から地元横浜市、藤沢市や所轄消防署等と連携して協議や訓練を重ね、確実な防災管理を行い、発災時には、迅速な利用者の安全確保と適切な避難誘導ができるよう準備を整え、市民の信頼を高めます。
- 洪水後は、地域住民ならびに利用者が不快を感じることなく、安全で快適に利用できるよう清掃等を行い、安全を確認後、早期の利用再開に努めます。

イ 利用者や地域の方に信頼される管理運営

確実な維持管理と魅力的な利用促進を行います

- 公園利用者に信頼され、地域の誇りとなるよう、園内の定期的な清掃を始め、施設の維持管理を的確に行い、利用者が安全で快適に利用できる環境を整えます。

ウ 利用者や地域住民等の意見を反映させた管理運営

公園広報に努め利用者意見を反映した管理運営に取り組みます

- 御意見箱の設置やインターネットのWEB投稿、利用者アンケート等を活用し、市民ニーズや地域住民の意向、要望、提案などを掌握したうえで、管理運営のあり方を見出し、業務改善に反映させていきます。
- 季節ごとに変化する自然環境の魅力やレクリエーションの場としての楽しみ方など広報宣伝を積極的に行い、一層の利用促進を図り、誰からも信頼され愛される公園として管理運営を行います。
- 公園の管理運営について、利用や地域住民に理解していただく機会として、また、公園づくりに対し意見交換を行う場として、各ボランティア団体（ビオトープ、花壇、バードウォッチング、サイクリング等）と調整し、公園利用者の意向を反映した公園づくりに取り組みます。

(4) 環境に配慮した管理運営について

環境保全型行政に率先して取り組む県の環境方針を踏まえ、



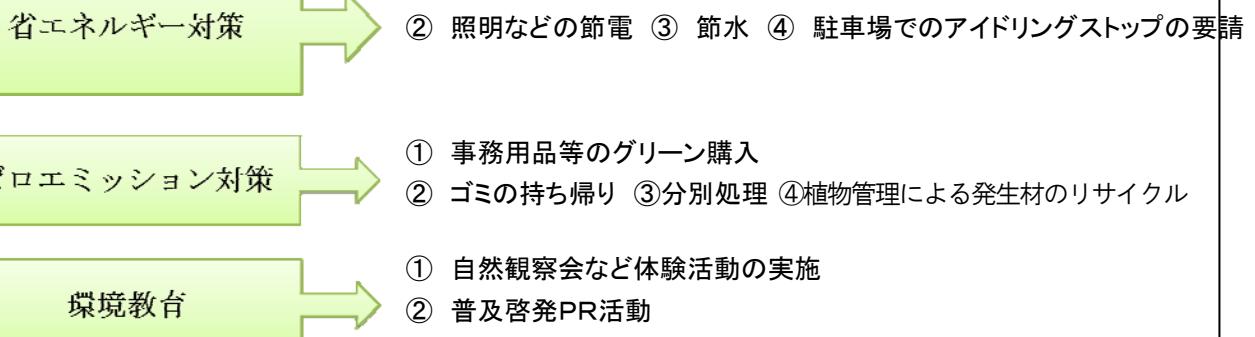
本公園では環境への配慮と工夫に継続して取組みます。

ア 利用者への環境配慮の伝達と管理運営に係る環境保全の必要性

本公園は、遊水地を利用した公園で運動施設とビオトープ、境川遊水地情報センターを有し、水・緑・大地・大気・生き物などからなる環境の総合体であり、みどりが清浄な空気を生み、都市気象の緩和や生物の生息環境の提供など、私たちの豊かな生活環境に大きく貢献していることを伝えます。

本公園では、水害から防ぐための遊水地の機能の紹介やビオトープの自然環境を主とした環境保全活動を通して、環境に配慮した管理運営に取り組みます。

イ 具体的な環境保全の取組み



など、環境負荷の低減に努めており、環境教育に寄与する活動にも取り組んでいます。今後も、環境配慮の視点で定期的に管理運営を見直し、必要な改善を図りながら環境にやさしい取り組みの努力を継続します。

計画書2 「本公園の管理に向けた参加意欲及び抱負等」

私たち公益財団法人神奈川県公園協会は、昭和50年の設立以来、都市公園及び自然公園利用施設等の適切な運用及び維持管理、利用増進を図り、「県民の健康、やすらぎ、快適な生活の推進に寄与することを目的とした公益法人」であり、「公の施設の管理運営実績」には県民から高い信頼と評価を頂いています。

本公園においては、都市化の進む地域に整備された「ビオトープなどの自然創出ゾーン」の貴重な河川流域の自然環境を、県民とともに保全と利用とのバランスを図りながら管理運営に取組むとともに、「安全、快適な利用のための適切な施設管理」、「多様な動植物等の保全と育成」、「地域や市民団体と協働した公園づくり」、「利用者サービスの向上」などに取組み、本公園の魅力や資源を活かし、向上させる技術とノウハウを蓄積してきました。

私たちは、本公園の指定管理者応募への参加に当たり、継続事業者としてこれまでの管理運営に関する技術と経験の蓄積を活かすと同時に、刻々と変化する社会ニーズに敏感に対応した新たな発想により、公益法人ならではの新たなサービスを、県民のみなさまに提供し続けたいと考えます。

(1) 応募者自身のノウハウを活かす提案を以下に記載します

私たちのノウハウを活かす提案は次の通りです。

私たちが築いてきたノウハウ

- 1 「公の心」を育み、誰からも愛される質の高い公園づくり
- 2 かながわの郷土愛を醸成し、新しい喜びを展開する公園づくり
- 3 人と地域と共に育つ公園づくり
- 4 多様な生物を育む資源循環型の公園づくり



管理運営に活かす提案

●安全安心・公平平等の実現

誰もが安全・安心に、公平・平等に利用することのできる境川遊水地公園をつくります

●We LOVE 神奈川マインドの発揮

公の施設の実現として「誰よりも地域そして神奈川を愛する心」を注ぎます

●都市施設としての機能の保全

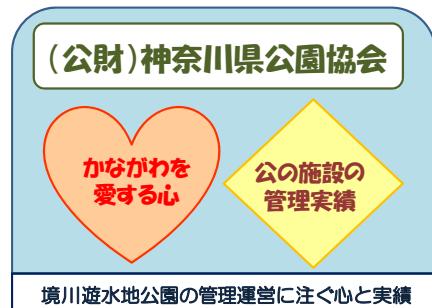
遊水地機能、運動・交流機能、自然創出機能を周知し、高いサービスを提供します

●円滑な施設運営の実施

本来目的と地域や利用者の意向を踏まえて、より使いやすい施設運営に努めます

●インテープリテーションの展開

学芸員の資格を有する協会職員を活用し身近な生命とのふれあいを支援します



(2) 参加意欲及び抱負等がわかる具体的な提案を以下に記載します

私たちは、公園経営に取り組む公益法人として、「公の施設」の管理に当たっては常に公正平等の精神のもとで、「遊水地の機能を活かした自然再生とスポーツ・コミュニケーションの創出」の実現に向けて具体的に行動します。

ア 遊水地の役割・効果を伝えます

- 遊水地の役割、効果について伝えます。遊水地の機能の理解を促すために、全国や県内の遊水地の状況及び境川流域での大雨洪水注意報や警報の情報を公園利用者に伝えます。
- 県の水防情報端末を利用して情報を確認し、公園施設のチェックを確実に行い、利用時の安全確保を図ります。

イ 自然を創出して自然にふれる魅力的な機会を提供していきます

- ビオトープを中心とした公園の適正管理を行い、境川流域の「野生生物の生息場所を保全し、種の供給源となる自然創出」を目指します。
- 公の施設として一線級の学芸員の資格を有する協会職員を活用し、「種」から「系」として環境を捉えていくことのできる高い水準の自然観察を実現します。
- ビオトープを活用し、モニタリングを実施しながら生物環境を保全して、自然観察会や校外学習の支援、各種イベントの企画を通じて自然保護を普及していきます。
- 遊水地の自然環境データベースを整理保存し、学習効果を高めるための展示企画や学習プログラムを情報センターを活用し開催します。

ウ 情報センターや運動施設の活用を促進して地域交流や健康増進に取り組みます

- 情報センターを活用して、遊水地機能の啓発、河川環境学習会のほか、魅力的な休憩施設としても活用します。
- 広場や斜面地を活用した星空・生物観察会などの地域の楽しみ並びに交流を促進する満足度の高いサービスを提供します。
- 公園づくりを地域の財産づくりであると捉え、地域をはじめとした県民との協働で取り組んでいくことを検討します。
- 公園の広場ゾーンに地域の自治体の運動会やマラソン大会などのイベントを誘致します。

エ 遊水地の特性を活かした新たな提案

- 遊水地の見学会を開催します。
- ビオトープを中心とした公園の植生維持管理を地域住民や利用者と協働で行うイベント企画や自然環境を体験・学習する新たなプログラムを開発します。
- 公園利用者のニーズ及び安全に配慮し、必要に応じて開園時間の変更を行うことにより、利用者の利便性の向上を図っていきます。

これらを以て私たちは、

**「遊水地の機能 を活かした自然再生 と
スポーツ・コミュニケーション機会 を創出」**

する境川遊水地公園づくりに取り組みます。

計画書3 「本公園における特性と課題を踏まえた維持管理の考え方」

平成19年8月に開園した境川遊水地公園は、遊水地機能を有する初の県立都市公園であり、自然豊かな水辺環境の創出と少年野球場、多目的グラウンドなどの運動施設を活用した健康づくりや地域との交流を図るため、適切な維持管理を行い、県民に快適な利用環境を提供します。

(1) 当該公園の特性と課題について以下に記載します。

本公園は園内全体が遊水地としての機能を有する特殊な公園で、越流堤や水門、池などを備えています。園内は特性ごとに次の2つのエリアに分類できます。

自然創出ゾーン ビオトープを中心とした通常は立ち入り禁止になっているエリア

広場ゾーン 少年野球場、多目的グラウンド、噴水広場など一般に利用されるエリア

■公園の主な施設



ビオトープ



駐車場（遊水地内）



水門



少年野球場



噴水広場



多目的グラウンド

本公園の立地条件や基本方針に照らして想定される特性と課題は次のとおりです。

特 性 と 課 題	管理運営の考え方
公園全体	
開園してまだ間もない公園であり、周知を図る必要がある。	各種広報を使って公園の設置目的、アクセス方法、魅力について、特に境川流域ならびに近隣地域に力点を置いて配布します。
継続して開園されるエリアがあり、既設部と連携した管理運営を図る必要がある。	新規開園区域の新しい機能の周知を図り、将来の公園利用を促します。
新しい公園であるため公園利用者とのつながりが希薄であり、利用者の意向を踏まえた公園管理体制を作る必要がある。	・ご意見箱・WEB投稿を設置し、利用者や県民の声を把握します。 ・利用団体との意見交換会を開催しながら利用しやすい公園づくりに向けた体制を検討するとともに地域住民との公園運営に関する調整を進めます。
2つの遊水池、越流堤、水門を備えており、遊水地機能を保全するために、立ち入り制限を徹底する必要がある。	規制理由と施設の機能説明をした上で柵ならびに施錠での立ち入り規制を徹底します。
夜間には閉園し、大雨洪水注意報時及び警報発表時にも利用制限を行うため、利用時間や制限を周知して確実に執行する必要がある。	利用時間と利用規制理由を明示して開閉時間を遵守します。
遊水地のため、気象状況(大雨・洪水注意報)により利用制限や一部施設の撤去を行う必要がある。	境川遊水地公園大雨・洪水時活動マニュアルにより避難誘導等の執行プロセスを確実に履行します。
自然創出ゾーン	
多様な生息環境をつくっていくために植物管理の方法を検討する必要がある。	多様な生息環境を実現するために除草時期や高さなどに変化を持たせるなど工夫します。
多様な動植物を創出させるために効果を把握していく必要がある。	定期的に生物モニタリングを実施して流域のファウナ・フロラ(動物相・植物相)と比較検証します。
自然環境学習として活用していくことが出来るようにプログラムを充実させる必要がある。	小中学校での教育ニーズ等を踏まえて専門性を持った職員の意見を発揮しながらプログラムを構築します。
広場ゾーン	
噴水広場とせせらぎ水路があり快適な利用を確保する。	きめ細かい清掃を行い、安全で安心して使うことのできる施設管理を行います。
少年野球場、多目的グラウンド、テニスコートがあり使いやすく快適な利用を実現する必要がある。	お客様に予約システムの利用法を分かり易く周知すると共に、公園を周知し、利用を促すきっかけとなるイベントを企画開催します。
藤沢大和自転車道に隣接しており、公園利用との連携を図る。	沿線マップを作成するなど、ウォーキングやサイクリングによる公園利用の魅力を発信します。

私たちは、上記の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方を次のように捉えます

- 1) 遊水地の役割・効果を伝えます
- 2) 自然にふれる機会を提供し、自然再生の実績をわかりやすく伝えます
- 3) 広場では健康増進や地域交流を促進します

(2) 公園の特性と課題を踏まえた現在の管理水準以上の具体的な提案について以下に記載します。

私たちは、境川遊水地公園の前記の課題に対して効率的効果的な管理運営で応えていきます。

また、具体的な管理運営では、①快適な公園利用の維持、②生物多様性に配慮した植生の管理と利用促進に力点をおいて県民ならびに県の評価やモニタリングに照らしながら管理水準の向上を図ります。

なお、水準以上に取り組む管理項目ならびに実施回数等は次のとおりです。

- 公園独自に行うモニタリング以外にも本公園を研究フィールドとしている「日本大学造園緑地学研究室」や「地元の野鳥の会」や「植物調査会」と緊密な情報交換を行い、魅力あるビオトープづくりに取り組みます。
- 希少種の保護：タノコアシやカワヂシャなどの県内でも稀少な植物をモニタリングし、管理員に周知することにより、管理での除草を防ぎ保全をはかります。
- 動植物に配慮した管理工夫：エリア全域を一度に除草してしまうと生息する動植物に大きな影響が出るため、1回の除草を数回に分けて時間を置くことにより、動植物の生育への影響を最小限に留めます。また、キジやセッカなどの繁殖期には除草作業を控えたり、営巣場所付近の除草を行わないようにします。また冬季にもススキやオギの一部を残して生物の越冬場所を残して生物が住みやすい公園づくりを目指します。
- 公園内の自然環境の利用（多様性維持管理の結果にあたるもの）：ビオトープで見られる抽水植物の一部を園内のせせらぎ水路に移植、管理して案内表示を設置することにより、来園者に園内の多様な湿地植物を観察、学習する場を提供します。
- 一線級の学芸員の資格を有する協会職員を活用し、魅力的な自然観察会や総合学習の企画、運営を行い、情報センターーやホームページを用いて遊水地の新鮮な自然情報を発信します。

管理項目	管理エリア	基準書	事業計画	理由
植栽管理				
芝生管理	機械除草 少年野球場 多目的グラウンド	14回/年	7~10回/年	越流水とともに周辺域から雑草の種子の供給を受け入れながらも除草剤の使用を控える必要があるために高い頻度での草刈が必要ですが、刈り過ぎにより芝生の生育不良を起こさぬよう調整しながら実施します。また湿润であり芝の生育に厳しい環境であるために効果的に施肥を行う必要があります。
	人力除草 少年野球場、多目的グラウンド、情報センター周辺、	5回/年	3~7回/年	
	目土かけ 情報センター周辺	記載なし	1回/年	
	施肥 少年野球場 多目的グラウンド 情報センター周辺	2回/年 記載なし	4~7回/年 0~4回/年	
花壇管理	草花植付 正面門脇 侯野遊水地園路沿い	記載なし	2~3回/年	季節を通じた花による魅力的な修景を行い、来園者の憩いの場を提供します。
	花がら摘み除草 正面門脇、侯野遊水地園路沿い	記載なし	必要に応じて 随時	
	灌水			
草地管理	人力除草 園路・流れ周辺、ベンチ等	記載なし	4~5回/年	快適な利用を確保するために高い水準での維持管理を行います。
施設管理				
	噴水池清掃 噴水池・流れ(石張空間)	週1回	週2回(夏期)	夏期は利用が多くかつコケの発生が早いために細やかに清掃して安全と快適性を確保します。
	トイレ清掃 園内トイレ、シャワー室等	週3回	週3~5回(5~11月)	広場利用が多い繁忙期には快適なトイレ利用を維持します。
清掃管理				
洪水後	園内清掃 散在塵芥の収集 堆積塵芥の収集(人力)	記載なし	必要に応じて	越流後には、快適な公園利用の回復のために迅速な対応をします。
	廃棄物処分 散在塵芥 堆積塵芥			

平成25年度 年間維持管理計画表

公園名：境川遊水地公園

管理項目	業務内容	管理エリア	規模・単位	実施回数	作業時期								備考	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
樹木管理	軽剪定	支障木の除去		144(129)本										
	高木管理	病虫害防除	園路沿い、情報センター周り、下飯田遊水地法面	1式	必要に応じて									(俣野川(本柏死)+情報CS+下飯田0+下飯田法面0+桜並木38)
	枯損木処理	枯木、病虫害による樹勢悪化木を伐採する		1式										
	刈込物入れ	徒長枝刈込	園路沿い、下飯田遊水地法面	730(67)m ²	必要に応じて									H21年度に中低木を下飯田遊水地に植栽したため増加
	中低木管理	病虫害防除	園路沿い	246m ²	3~5回/年程度									俣野・下飯田園路246m ² 、下飯田法面484m ²
	除草	人力除草	少年野球場、多目的グラウンド	17906(18347)m ²	7~10回/年程度									遊水地で芝生の生育が悪いため回数減
	機械芝刈	機械芝刈	情報センター周辺、下飯田遊水地	613(191)m ²	3~7回/年程度									情報センター周辺274+下飯田遊水地砂砂付近339
	芝刈	人力除草	少年野球場、多目的グラウンド、情報センター周辺	1852(2026)m ²	2~7回/年程度									芝生の生育環境の状況から回数減
	エアレーション	報告書外作業	少年野球場、多目的グラウンド	17906(18347)m ²	2回/年									芝生の生育環境の状況から回数減
	目土かけ	報告書外作業	少年野球場、多目的グラウンド	274(535)m ²	0~1回/年									
芝生管理	施肥	チニスコート撒り	少年野球場、多目的グラウンド、チニスコート撒り	17906(18347)m ²	4~7回/年									
	車轢	報告書外作業	情報センター周辺、下飯田臨時駐車場	274(191)m ²	0~4回/年									
	病虫害防除	少年野球場、多目的グラウンド、情報センター周辺	17,906m ²	必要に応じて										早期発見及び適切な対応を行うため、芝生管理専門家による生育調査・指導を定期的に実施
	補植	多目的グラウンド	既存植物撤去、施肥、土壌改良、草花・球根等種付け	600m ²	必要に応じて									一部生育不良の部分の張り替え
	草花植付	多目的グラウンド園路沿い、テニス二ート周り	411(642)m ²	2回/年										
	灌水	正門脇、俣野遊水地園路沿い、多目的グラウンド園路沿い、テニスコート周り	101(26)m ²	3回/年										
	花がら摘み、除草	正門脇、俣野遊水地園路沿い、多目的グラウンド園路沿い、テニスコート周り	512(668)m ²	必要に応じて随時										
	花壇管理	一部植替、花がら摘み、ボケット・パーク花壇		1式	必要に応じて									
	屋上庭園管理	一部植替、花がら摘み、ボケット・パーク花壇		1式	必要に応じて随時									
	トイレ棟周辺花壇管理	一部植替、花がら摘み、ボケット・パーク花壇		1式	必要に応じて随時									
植物管理	プランターリース	情報センター周辺		12個										基準書外作業
	平地A	噴水広場・駐車場等	7,500m ²	3~4回/年										基準書外作業
	平地B	せせらぎ水路周辺	1,554m ²	1~3回/年										HP2,600m ² 減(俣野遊水地平地臨時駐車場整備のため補填)
	堤防A(2次池)	管理重視	(2,200)m ²											
	下飯田遊水地		10,759(12,800)m ²	2回/年										
	堤防B(2次池)	生物重視	+冬季(必要に応じて)											
	俣野遊水地		6,406(7,900)m ²	2回/年										
	堤防ABの外周歩道側法肩、法部	冬季(必要に応じて)	2,600m ²	4回/年										堤防A・Bに食まれる場所、園路等の両サイド1m部分的こまき
	草地管理	草地管理	機械除草											

平成25年度 年間維持管理計画表

公園名：境川遊水地公園

管理項目		業務内容		管理エリア				規模・単位		実施回数		作業時期						備考					
植物 管 理	草地管理	草刈	機械除草									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				ビオトープA(1次池)堤防法面		15778m ²		1回/年		鳥の繁殖期							ビオトープ内の法面は生物多様性に配慮して一度に全てを刈らず、50%刈残す管理を行う。また冬季に必要に応じて枯草の除去を行ふ。またH23より約7,000m ² の拡大一部を刈り残す。						
植物 管 理	湿地管理	除草	人力除草	ビオトープB(1次池)堤防法面		756m ²		1回/年(必要に応じて除草量を調整)		鳥の繁殖期							冬季に必要に応じて枯草の除去を行ふ。またH23より約7,000m ² の拡大一部を刈り残す。						
				自然堤防ABの外周歩道側法面、法部の階段面除草(各幅1m)		840m ²		3回/年		ビオトープに含まれる場所							ビオトープAで機械除草をしない時期に外周道路、階段にはみ出る部分の植物を状況に応じて除草する。						
		除草	機械除草	外来種・要注意種の駆除		1式		3回/年										冬季に必要に応じて枯草の除去を行ふ。					
				園路・流れ・周辺、ベンチ下等		1,366m ²		4~5回/年										冬季に必要に応じて枯草の除去を行ふ。					
		除草	機械・人力除草	広場ソーン(2次池)堤防法面の高木植栽及び中低木周り地・流れ		689(800)m ²		4回/年										中低木844m ² 高木1,6m ² ×128=205m ²					
				ガマの穂刈り、セイガタアザツヅリの除去、アシ等の間引き		必要に応じて		1回/年		1~2回/年								カマの穂刈りが9月～11月に行う。枯草の刈り取りは秋～冬季に行う。					
		除草	機械・人力除草	下飯田ビオトープ		1式		1~2回/年		1式								基準書外作業					
				下飯田ビオトープ池内の島		1式		0~1回/年		1式								基準書外作業					
		除草	機械・点検整備	下飯田自然創出ゾーン(1次池)		1式		0~1回/年		1式								状況に応じて行います。					
				下飯田自然創出ゾーン(1次池)		1式		0~2回/年		1式								状況に応じて行います。					
特殊 管 理	共通管理	物品等購入	警備	機械等点検整備		1式		必要に応じて		1式								警備員による巡回警備					
				年未年始巡回警備		1式		6日/年		1箇所								警備員による巡回警備					
		巡回警備	ハックネット点検	少年野球場		2箇所		3回/年		1箇所								保守点検					
				グラウンド防球ネット点検		少年野球場A		1箇所		3回/年								保守点検					
		巡回警備	テニスコート点検	テニスコート		1箇所		3回/年		1箇所								保守点検					
				園路・橋りょう		1箇所		3回/年		1式								保守点検(路面の点検)					
		巡回警備	散水設備点検	少年野球場、多目的グラウンド		1式		3回/年		2箇所								保守点検					
				噴水ボンプ・足洗い場ボン		保野噴水池・足洗い場		2箇所		3箇所								保守点検、検査等(1回は水質検査実施)					
		巡回警備	グランド点検・管理	少年野球場、多目的グラウンド		1式		毎時		3箇所								グランド使用による凹部の補修、スクリーニングス敷均し(2月は専門業者に委託し全面整備)					
				消化槽点検		ポケットバートレ		1箇所		必要に応じて								警備員による巡回警備					
工作物 管理	施設管理	定期点検	設備点検	エナフーム等ガス機器の点検		トイレ棟		1式		必要に応じて								警備員による巡回警備					
				電気自動車充電設備点検		境川遊水地情報センター施設		1箇所		1箇所								目視点検					
		日常点検	工作物点検	噴水ボンプ・足洗い場ボン		保野噴水池・足洗い場		1式		1回/月								目視点検。破損、動作不良箇所等の確認					
				グラウンド防球ネット点検		少年野球場A		1式		毎日								目視点検					
		日常点検	安全点検	柵・門扉等		1式		毎日		1式								目視点検					
				園路・橋りょう		1式		毎日		1式								目視点検					
		日常点検	足先・衣室、シャワー室	保野噴水池・流れ		1式		毎日		1式								目視点検					
				階段・スロープ		1式		毎日		1式								目視点検					
		日常点検	ベンチ等	ベンチ等		1式		毎日		1式								目視点検					
				ヘンチ等		1式		毎日		1式								目視点検					

平成25年度 年間維持管理計画表

公園名:境川遊水地公園

管理項目		業務内容	管理エリア	規模・単位	作業時期												備考	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
施設管理	工作物管理	日常工作点検	工作物点検	動作確認	1式	1回/月												点灯確認
		雨水排水設備	集水樹・側溝の点検	時計	1式	1回/月												時刻確認
		外廻・駐車場門扉	開閉作業	園内各出入り口	1式	1回/月												目視点検
		鷺舞橋開門	開門作業	鷺舞橋	1式	毎日												朝夕開園・閉園時開閉作業
施設管理	機造物管理	トイレ・更衣室開閉	開閉作業	ボケット広場トイレ・外回路新設トイレ	1式	毎日												早朝開門作業、バトロール(*H24より増設)
		グラウンド管理	グラウンド整備	スクリーニングス補充	1式	必要に応じて												基準書外作業
		機造物管理	除草	機械・人力除草	1式	必要に応じて												4箇所随時点検、隨時排水作業
		排水業務	集水タンク水抜き	少年野球場・多目的グラウンド	1式	毎日												日常点検により、破損箇所が見つかった時
施設管理	共通管理	その他	小破修繕	少年野球場・多目的グラウンド	1式	毎日												
		物品等購入	各施設	各施設	1式	必要に応じて												
		園内清掃	園路・広場清掃	一般清掃	広場ゾーン(2次池)	93.700m ²	毎日											
		定期清掃	ビオトープ清掃	一般清掃	自然創出ゾーン(1次池)(水面・湿地)	30.000m ²	1回/月											H23より下飯田遊水地の鷺舞橋上部の自然創出ゾーンの面積を加えた。
施設清掃	施設清掃	日常清掃	工作物清掃	床面清掃	自然創出ゾーン(2次池)	93.700m ²	毎日											H23より下飯田遊水地の鷺舞橋上部の自然創出ゾーンの面積を加えた。
		定期清掃	噴水池清掃	床面清掃	噴水池・流れ(石張区間)	1回/月												毎日見回り、実施は必要に応じて
		定期清掃	足洗い場清掃	足洗い場	足洗い場	1式	1回/月											気候に応じて増減
		定期清掃	流れ・池清掃	床面清掃	流れ、ビオトープ・湿地・水際	13.800m ²	1回/月											気候に応じて増減、H24より多目的グラウンドに足洗い場追加
清掃管理	清掃管理	定期清掃	便溝・樹・沙砂池	堆積物の除去	園内	1式	0~2回/年											
		定期清掃	トイレ清掃	外周トイレ	トイレ	5箇所	3~5回/週											H23より下飯田トイレ桟を設置。
		定期清掃	シャワーランプ	ボケット・パークトイレ	下飯田遊水地外周シャワーランプ	1箇所	3~5回/週											鷺舞橋付近の自転車道刷の新設トイレ
		定期清掃	更衣室清掃	下飯田遊水地外周更衣室	2箇所	3~5回/週												H23より下飯田に設置
清掃管理	清掃管理	情報センター	日常清掃	床・窓清掃	執務室	1式	毎日											H23より下飯田に設置
		定期清掃	定期清掃	床・窓清掃	執務室	1式	1回/月											
		ゴミ処理	定期処理	一般ゴミ運搬・処分	可燃ゴミ	1式	1回/週											一般可燃ゴミ
		その他処理	その他処理	その他のゴミ運搬・処分	園内	1式	1~2回/月											刈草等はコンテナに集積し、いつぱりになつた段階で緑のリサイクル業者に処分を委託
清掃管理	清掃管理	特別清掃	洪水後清掃	堆積塵芥の収集(人手)	侯野遊水地、下飯田遊水地(水面除く)	1式	必要に応じて											不燃ゴミ、資源ゴミ、産業廃棄物、不法投棄粗大ごみ等
		特別清掃	一般廃棄物処分	散在塵芥	鷺舞橋上流碎石ゴミ貯置き場	1式	必要に応じて											基準書外作業
		特別清掃	機械等点検整備	堆積塵芥	排水ゲート・越流堤周辺等	1式	必要に応じて											基準書外作業
		特別清掃	物品等購入	堆積塵芥	鷺舞橋上流碎石ゴミ貯置き場	1式	必要に応じて											基準書外作業

計画書4 「執行体制の内容」

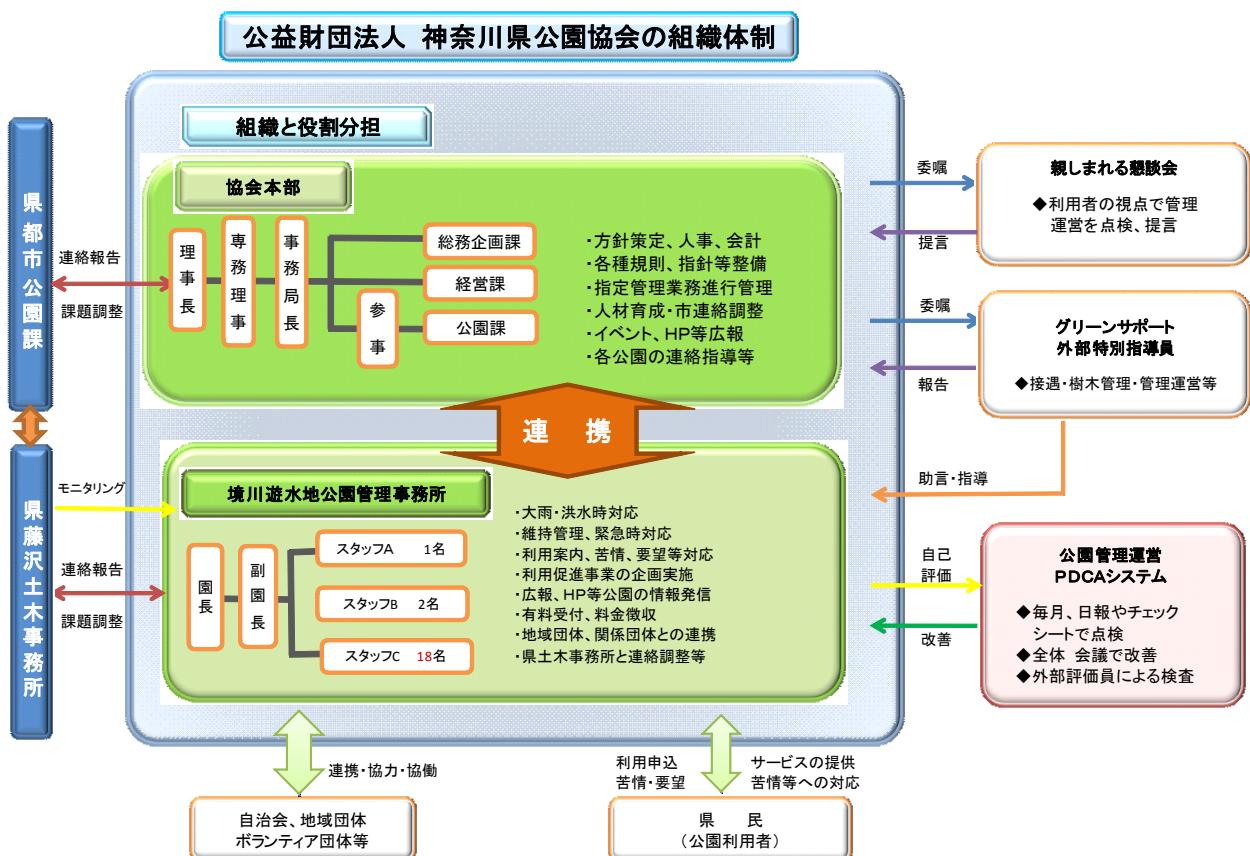
(1) 本部と現地との役割分担（業務・人員配置等）（組織図や一覧表等で示してください。県の連絡調整を行う体制について以下に記載します。職務の分担及び内容についても記載します。）

私たちは、本部に統括管理部門を、また現地に境川遊水地公園管理事務所を置き明確な役割分担のもと、公園管理運営PDCAシステムや外部特別指導員等による業務点検及びコスト削減に努め、効率的・効果的な管理運営を遂行するとともに、地域関係団体や各種協力団体など、これまで築いてきた信頼関係を大切に、地域と連携・協働した管理運営を行います。

また、これら有識者や専門家等、外部審査員の指導のもと現地スタッフの職員教育を行い、安全・安心で快適な公園管理運営を図ります。

ア 本部と現地の役割

境川遊水地公園を統括する管理部門を本部に置き、方針決定や総務・会計及び業務執行等並びに県や関係機関との連絡調整などの重要事項は、現地事務所と本部が連携して適切な管理運営を行います。



イ 県との連絡調整体制

■ 県藤沢土木事務所との連携

- 公園管理業務報告の「日報・月報」及び日常的な日々の業務連絡をします。
- 県が実施するモニタリングの結果、指摘事項や改善点がある場合は、直ちに本部と調整し、園長以下全員で改善に向けた工夫と検討を行い、公園の質の向上を図ります。
- 許認可に係る事項や調整事項、課題等が発生した場合は、本部及び県藤沢土木事務所と調整・協議し課題解決にあたります。

(2) 現地の職員配置計画

ア 現地の責任者の役割及び経歴

園長は、公園管理経験の豊かな人材を常勤で配置し、園の統括責任者として、地域との連携・協働に取り組みます。副園長は、園長の代行者として、行政経験が豊かな人材を充て組織を円滑に推進します。

現地責任者	役 割	経 歴
園 長	統括責任者	
副園長	園長の代行者	

イ 職員配置計画

■ 現地職員体制

公園の統括責任者として、園長を置き、園長は、当協会の会計規程に基づく会計事務の責任者としての「会計員」に、また、職員から「現金取扱員」を任命し金銭の出納保管管理を担います。園長の下には、園長を補佐する代行者として副園長、また利用促進担当として自然環境に精通しているスタッフ（常勤）を配置し、公園管理運営スタッフ18名と一体となり、多岐に渡る業務を遂行します。

職	人員	雇用	業務内容	勤務時間	通常配置人員等
園長	1人	常勤	統括責任者 会計員	20日/月 8h/日	2~5人
副園長	1人	非常勤	園長補佐 &代行	18日/月 8h/日	
スタッフA	1人	常勤	利活用の推進、地域連携、協働	20日/月 8h/日	
スタッフB	2人	非常勤	施設の維持管理、利活用の推進	18日/月 8h/日	
スタッフC	18人	パート	利用受付、管理、駐車場管理、植物・清掃管理、施設点検	13~15日/月 7h/日	8~18人
計	23人				

ウ 組織図は前頁参照

エ 勤務ローテーション

平成25年度 職員勤務予定表

氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
園長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	
副園長	○		○	○		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18
スタッフA	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21
スタッフB①	○		○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18
スタッフB②	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18
作業管理スタッフ①			○		●			○	●	●			●	○	●	●	○	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14
作業管理スタッフ②	○	●		●	●		○	○		●	●		○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14
作業管理スタッフ③	●	○		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14	
作業管理スタッフ④	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14	
作業管理スタッフ⑤	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14	
作業管理スタッフ⑥	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14	
作業管理スタッフ⑦	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14	
作業管理スタッフ⑧	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14	
作業管理スタッフ⑨	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14	
作業管理スタッフ⑩	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14	
C 作業管理スタッフ⑪	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14	
作業管理スタッフ⑫	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14	
作業管理スタッフ⑬	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	14	
管理棟受付員①	○		○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
管理棟受付員②	○		○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
管理棟受付員③		○	○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
管理棟受付員④	○		○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
管理棟受付員⑤	○	○	○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
出勤職員数	12	11	10	11	11	11	9	12	12	10	11	12	10	10	11	12	11	12	12	10	11	23	11	11	11	11	10	11	13	11		

○ 早出 各月の開園時間に対応

● 遅出 各月の開園時間に対応

(3) 業務の一部を委託する場合、具体的な委託業務内容、指定管理者としての点検、チェック方法、指導監督方法などについて記載します。

私たちは、公園を県民の皆様に快適にご利用いただくため、施設等の維持管理においてはできるだけ、現地スタッフによる直営作業を基本とした業務執行に努めますが、専門の技術や免許機器類等を要する作業や傾斜地の草刈作業等はスタッフの安全面、効率性の観点から外部委託をします。

また、地域との協働による地元活性化の視点で、地域に委ねることが一層の効果をもたらす場合は、できる限り地元発注を心掛けます。

ア 委託する主な業務の内容

区分	管理項目	管理内容	業務内容	理由
植物管理	芝生管理	エアレーション他	エアレーション、目土かけ、施肥	大型機器を要するため
	草地管理	草刈	法面等の草刈り	傾斜地で危険を伴うため
施設管理	グラウンド管理	スクリーニングス	スクリーニングス敷均し	大型機器を要するため
清掃管理	ゴミ処理	一般ゴミ・廃棄物	ゴミ、残材運搬・処理	免許が必要な専門業者

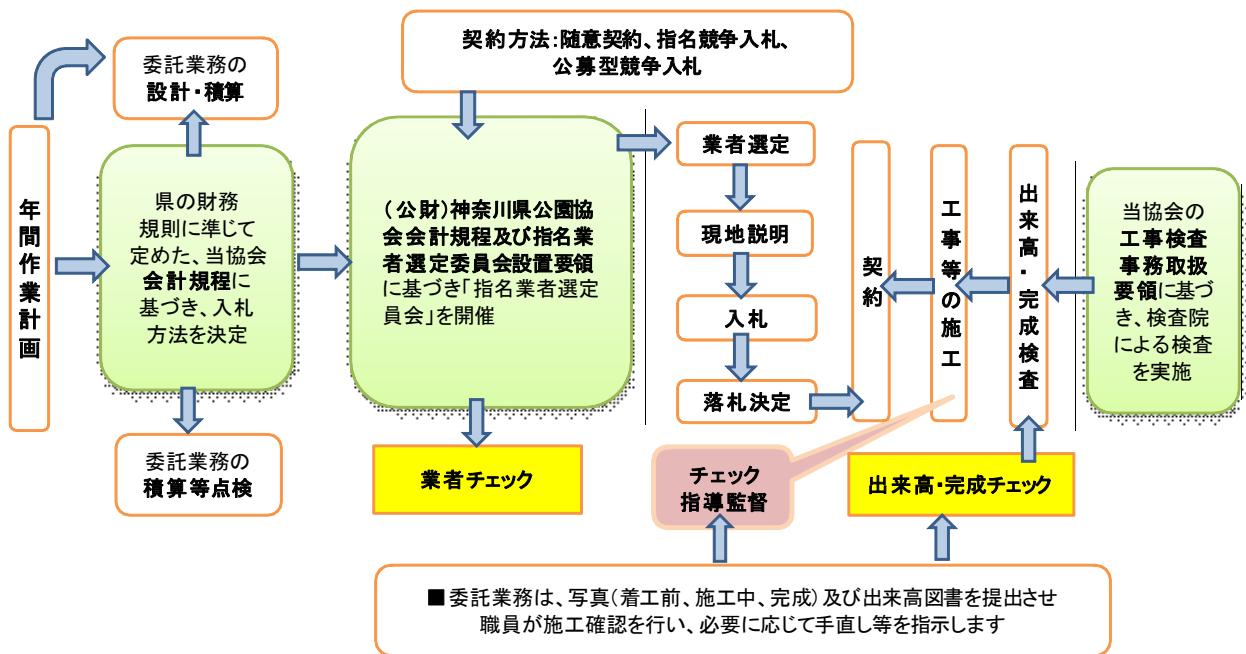
イ 委託予定業務

様式第3号「委託業務一覧表」のとおり

ウ 委託業務点検、チェック、指導監督について

委託業務の発注は時期を逸しないよう、年間作業計画を定め、計画的に委託します。

委託業者には、園内通行許可証の発行、徐行運転、バリケード設置指導等安全対策を徹底します。



計画書5 「緊急時の体制」

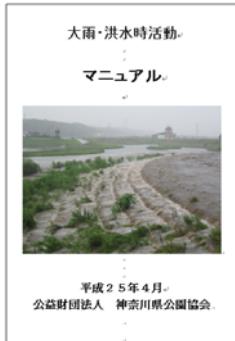
本公園は遊水地としての機能を有するため、大雨・洪水注意報、警報が発表された際には、協会独自に作成した「大雨・洪水時活動マニュアル」に沿って迅速に行動し、藤沢土木事務所との連絡、利用者の安全確保、公園施設の保全作業を着実に実行します。

また、他の気象灾害や地震等の自然災害の被害や事故等の発生も最小限に留めるため、緊急時に備えた研修の実施を行い、各種情報媒体を通じての迅速な情報収集を行って利用者の安全確保を最優先にした迅速かつ的確な対応をします。

(1)事故や災害発生時などの緊急時の体制及び初期対応について記入します。

ア 大雨・洪水に関する注意報・警報発表時の場合

これまでの水防経験を基に作成した「大雨・洪水時活動マニュアル」に沿って対応します。



(ア) 配備体制及び対応

開園時

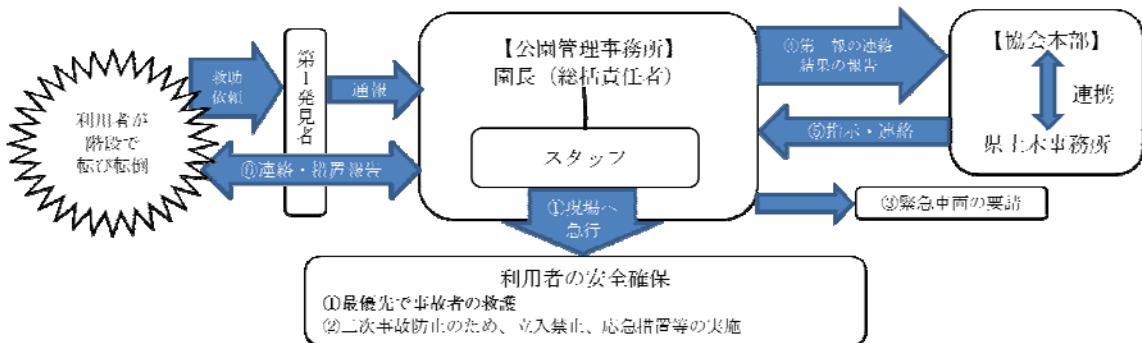
- 事務所スタッフは巡視による園内状況の把握と情報端末からの気象情報や河川情報、園内情報、水門開閉情報を確認し、藤沢土木事務所へ報告・協議して配備体制に移り、各自の活動分担に基づいて行動します。
- 発表内容や気象状況、河川情報及び園内の状況に応じて利用制限や臨時閉園を行います。
- 案内看板の設置や園内巡視、園内放送を通じて利用者へ情報を発信します。
- 越流により被害が予想される園内設備の保全活動、撤去を行います。

イ 事件、事故発生の場合

園内で事件、事故が発生した場合には、次の配備体制で初期対応に当たり、「人命を第一優先」とした迅速な行動を行います。

事件や事故後には、原因の究明及びその経過や対応を記録し、これまでの履歴と合せデータに保存し今後の管理に活かすことで、再発防止に努めます。

◆園内での事故発生の例

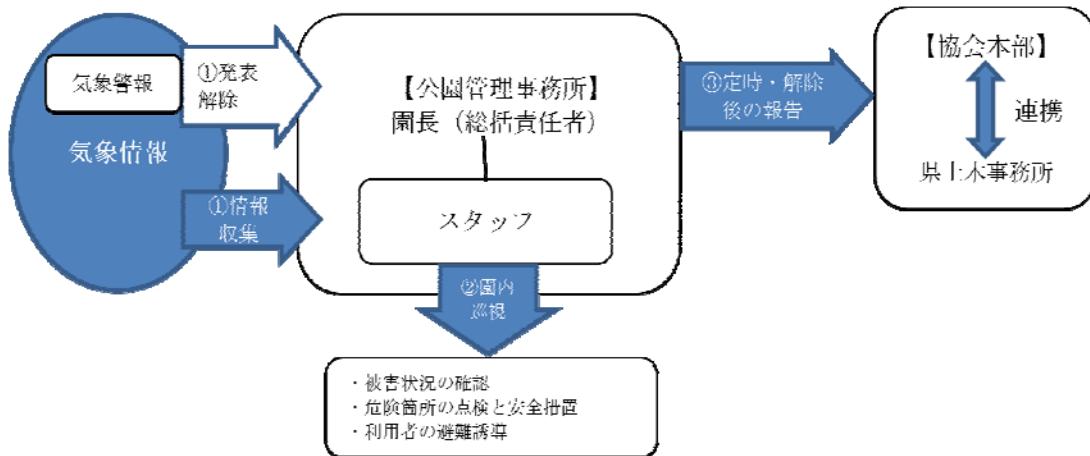


- ① 作業スタッフが現場へ急行、利用者の立場に立った被害者の救護や応急手当、火災の場合には消火活動を実施
 - ② 二次災害の防止のための立入防止措置、避難誘導
 - ③ 状況に応じ、消防車、救急車等の緊急車両を要請
 - ④ 発生の第一報やその後の状況、結果を「事故報告書」として関係機関に連絡、報告
 - ⑤ 協会本部及び県からの指示、指導に対応
 - ⑥ 被害者及び発見者への措置状況の報告

ウ 暴風、落雷、大雪等による災害発生が予測される場合

暴風、落雷、大雪等の気象状況に関する情報は、職員（常勤・非常勤）の携帯電話に24時間気象サービスを受信する体制を整えています。これにより、リアルタイムに気象情報を収集し、気象庁より警報が発令された場合や警報発令に至る恐れがある場合は、[災害対策活動指針](#)に基づいた警戒配備体制で警戒に当たります。

◆ 気象情報



箇所 重点点検	暴風時	工作物、看板、樹木の枝折れ等
	落雷時	電気設備、放送設備等
	大雪時	スリップや転倒事故の危険が高い階段や坂路、 樹木の枝折れの有無

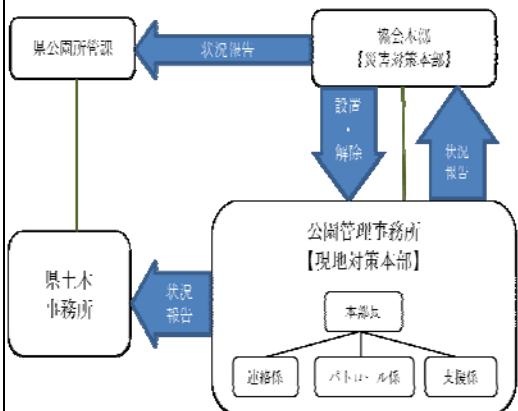
- ① パソコンや携帯電話からの防災情報メール、インターネット気象情報の収集
- ② 作業スタッフが安全に留意しながら園内をパトロールし、被害状況の確認、危険箇所の重点点検と安全措置の実施、利用者の帰宅要請、避難誘導
- ③ 公園管理事務所、協会本部に連絡指示体制を確保し、県藤沢土木事務所及び本部への定時または警報解除後の被害状況報告

エ 暴風、落雷、大雪等による災害が発生した場合

「事件や事故が発生した場合の体制」と同様の体制により、初期対応としてスタッフが現場へ急行し、被害者の救護や二次災害の防止、現場の応急処置等を行い、状況に応じて救急車等の緊急車両の要請や専門業者への要請を行います。

オ 大地震が発生した場合

大地震（震度5弱以上）が発生した場合には、災害対策活動指針に基づき事務所スタッフを召集し、本部内に災害対策本部を、公園管理事務所内に現地対策本部を設置し、私たちが管理運営する施設全般の災害対策活動を統括的に行います。



◆現地対策本部役割分担表		
職名	分担業務	備考
本部長	・災害対策業務の統括、現地対策本部の総括	・園長 (不在時は副園長)
連絡係	・緊急連絡網による所属職員への連絡と被害確認 ・緊急車両の要請 ・被害情報などの収集、報告、整理 ・災害対策本部及び藤沢土木事務所への報告	・副園長 (不在時は総括管理主任・専門主任)
パトロール係	・園内の安全を確認しながらパトロールを実施 ・被害状況を把握し、本部長に報告 ・来園者の避難誘導 ・二次災害の防止のための立入防止や応急措置	・作業スタッフ
支援係	・避難した人に対しての応急手当 ・防災施設の稼働	・総括管理主任・専門主任 ・利用促進スタッフ

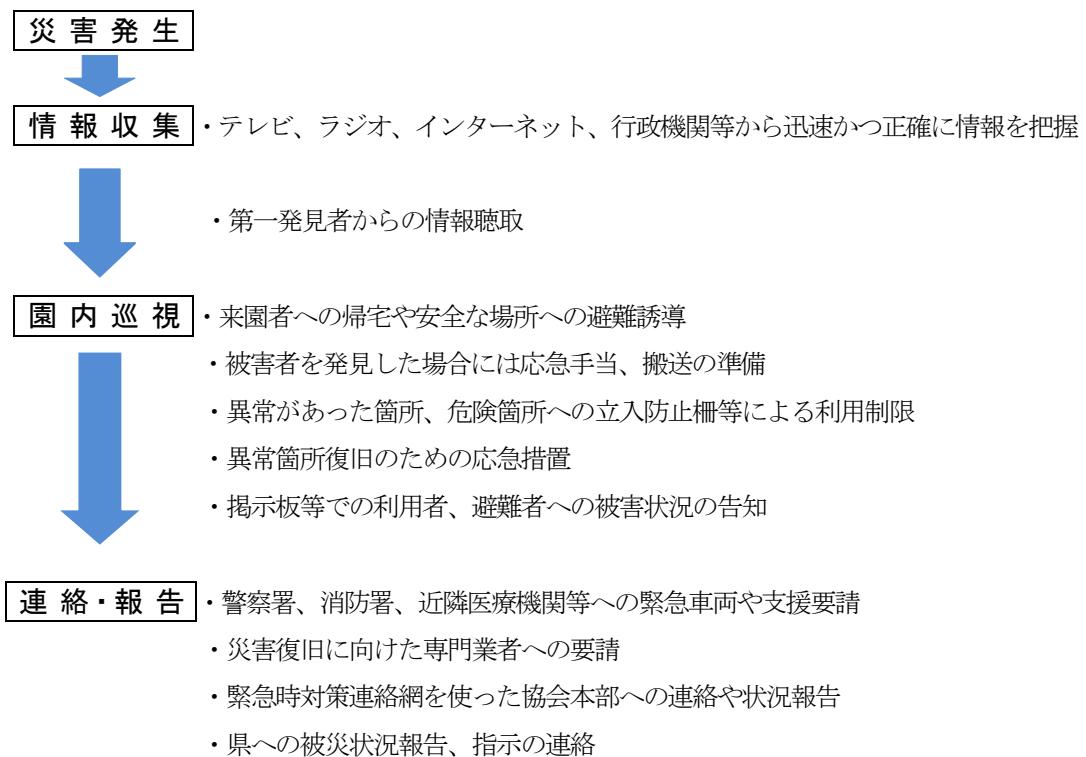
(2)災害時の避難誘導、利用制限等も考慮した連絡方法、対応について記入します。

ア 大雨・洪水時の連絡方法と対応

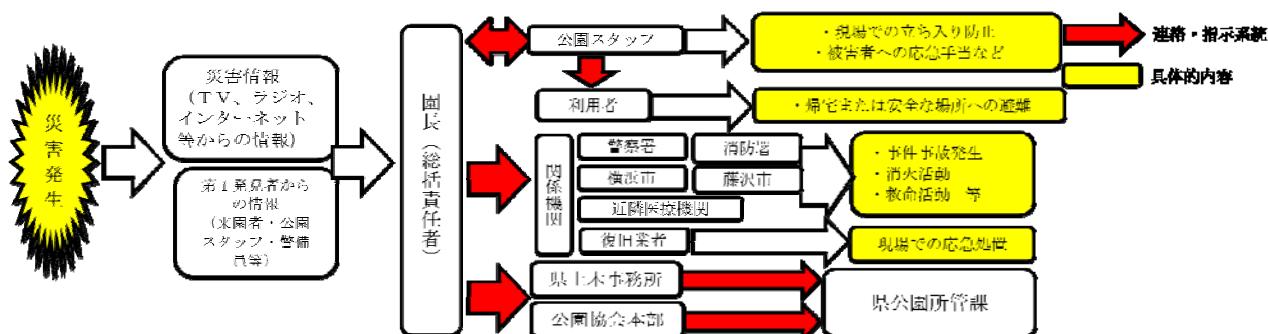
大雨・洪水時活動マニュアルに基づき行動します。大雨・洪水注意報もしくは警報が発表された場合には、配備班長を総括責任者とした上で、藤沢土木事務所を中心に関係機関への連絡及び対応を行います。

イ 災害時（大雨、洪水を除く）の連絡方法と対応

大地震等の災害が発生した場合には、園長（不在時は参集したスタッフの中から）を総括責任者とした上で、関係機関への連絡及び対応を行います。また、緊急連絡体系については、県の防災体制の下で対応します。



◆災害発生時



ウ 災害時に備えた日常対応

火災や災害等の際に適切な行動や救命、応急手当を全スタッフが速やかに行い被害を最小限に抑えられるよう、日常より災害時に備えた対応を行います。

- ① 災害時に連絡体系に基づいた円滑な情報伝達や行動がとれるよう、朝礼やミーティングを通じて日常より情報の共有、意識の統一を図ります。
- ② 管理事務所内にはAEDを常備し、スタッフには定期的に消防署による上級救命講習会を受講させ、適切な操作と救命措置をいつでも行えるようにします。
- ③ 消防署や地域の協力も得て、全スタッフが参加する防災訓練、救命講習を年1回以上実施します。
- ④ 消火器などの防災設備を確認します。

計画書6 「人材の育成計画」

(1)公園の管理運営に携わる職員の資質の向上についての考え方(方針)を提案します。

私たちは、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管理運営を目指し、施設の安全管理、接遇、快適な公園管理の3本柱をテーマに、技術の総合力を向上させるため、職員の研修を実施しています。現在では、来園者に対して気軽に挨拶を行い安心して快適に過ごせる公園へと変化し、取組の成果を発揮しています。

ア 職員資質向上の考え方

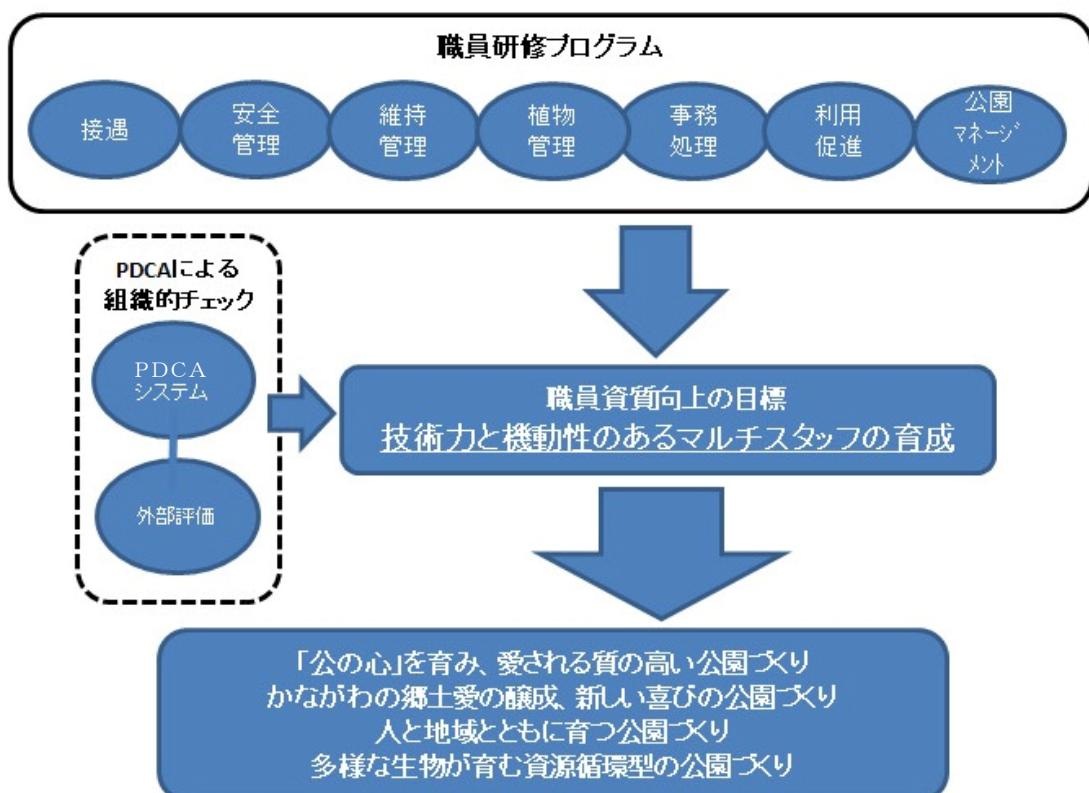
私たちはこれまでの方針と研修プログラムを継続しつつ、向上心を持って研修プログラムの内容充実を図り、平成21年度から5年間のテーマを「技術力と機動性のあるマルチスタッフの育成」として、さらなる職員の資質向上を図ります。

イ 外部評価による職員教育と自己評価による資質向上

公園の日常の施設管理や利用者対応など、第三者の意見を尊重し点検するとともに、協会が独自で設定したPDCAシステムにより自らの意識改革と資質の向上を図ります。

ウ 新たな研修プログラムの導入

接遇研修をより効果的なものにするため、※ロールプレイング方式を取り入れたものや、近年公園内でも活発化している市民活動に対応するボランティアコーディネート研修等も新たに取り入れ、技術の向上、職員の資質向上を図ります。



※ロールプレイング

現実に起こる場面を想定して複数の人がそれぞれを演じ、疑似体験を通じてある事柄が実際に起こった時に、適切に対応できるようにする学習方法。

(2) 公園の管理運営に携わる職員の資質の向上について、具体的な計画を提案します。

境川遊水地公園は、遊水地機能を持ち、大雨・洪水時に水防活動をする特殊公園で、広大なビオトープや多目的広場、境川遊水地情報センターがあり、来園者の自然観察、スポーツ地域交流の場として利用されています。また、継続して開園するエリアがあり、県民の皆さんに期待されている公園です。私たちは、今後も本公園の施設を利用者がいつでも安心して安全・快適に利用できるよう、「技術力と機動性のあるマルチスタッフの育成」を実施します。

区分	研修項目	目標	内容	講師	頻度	H21～25の職員研修方針
公園協会共通研修	接遇	朝礼実施	意識改革、業務確認、安全確認	挨拶唱和、業務ミーティング	園長	毎日 確実な業務推進及び気持ちの良い接客の日常化を目指す
		接遇研修	サービス向上、気持ちの良い利用者対応	挨拶、会話等の教育指導	特別指導員	年1回 より質の高い意識と接客対応を目指す
	事務処理	事務研修	確実で迅速な事務処理	事務処理方法の習得	経理担当職員	適宜 業務の効率化及び事故防止
	安全管理	個人情報取扱研修	サービス向上、的確な業務推進	情報の適正利用及び管理の習得	総務担当職員	年1回 公園利用者に対する損害を与えない意識の醸成
		緊急時対応研修	火災時の的確な対応	防災訓練、応急手当実習	外部講師等	年1回 火災の未然防止及び発生時の的確な行動の担保
			震災時災害時等の対策	救急法救急員研修	外部講師等	年1回 災害時でも落ち着いて的確な行動をとる
		維持管理技術研修	水辺での事故防止	噴水広場、せせらぎ水路点検研修の実施	公園管理主任	年1回 点検不備及びそれに伴う事故ゼロを目指す
		労働安全衛生研修	労務上の事故防止	振動工具安全衛生研修の実施	外部講師等	年1回 作業上の事故を未然に防ぐ意識の醸成
	植物管理	維持管理技術研修	樹木の適正管理、公園の景観整理	樹木剪定研修の実施	特別指導員	年1回 剪定技術の他、公園全体のより良い景観づくりを目指す
		維持管理技術研修	樹木の適正管理、薬剤使用の安全確保	樹木病虫害研修の実施	特別指導員	年1回 薬剤の安全使用を確実に実施していく
公園マネジメント	外部セミナー参加	公園マネジメント能力の向上	公園マネジメントセミナー等への参加	外部講師等	適宜	効果的効率的な公園運営管理を目指す
接遇	苦情対応研修	的確で、気持ちの良い接客	苦情対応ロールプレイング研修の実施	園長	年1回 的確な初期対応の確立を目指す	
公園マネジメント	ミーティング実施	意識改革、業務確認、安全確認	全体業務内容及び進捗確認	園長	月1回 公園の全職員に公園管理運営方針、実施方法を浸透させる	
公園独自研修	植物管理	グランド管理技術アップ研修	維持管理技術力の向上	グランドの芝生・クレー管理技術の習得	外部講師等	年1回 快適な運動施設の維持を目指す
		ビオトープ維持管理	多様な動植物を保全するために自然植生の維持管理を学ぶ	草刈方法やゾーン、稀少生物の講習	事務局職員	適宜 状況に応じた植物管理ができるようにする
	利用促進	ビオトープで見られる動植物の講習	生物生態の知識の習得・向上	園内で見られる動植物の観察、講義、採集	事務局職員	年4回 職員全てが見ごろの動植物を紹介できることを目指す

計画書7 「諸規程の整備」

私たちは、「公の施設」を県の代行者として管理運営する公益法人であることを常に認識し、県民に対し真摯で公明正大な心で接し、快適な県民生活の向上に寄与することを目標に、職員の雇用から就業、給与等運営に必要な諸規定を、次の通り定め、職員はこのことを十分自覚し、責任を持って公園管理業務に従事しています。

(1) 就業、給与、決裁、会計のそれぞれの取扱いについて

ア 就業・給与

- 職員の就業については、当協会の業務に常時従事する者の就業について規定した「公益財団法人神奈川県公園協会職員就業規程」において、必要事項を定め適切に運用しています。
- 給与については、当協会の就業規程第28条に基づき「公益財団法人神奈川県公園協会職員給与規程」を定め、職員の給与や手当について必要事項を規定し適切に運用しています。
- 臨時職員の雇用等については、「公益財団法人神奈川県公園協会臨時職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程」において、専門員、パート職員等雇用に関し必要事項を定め、適切に運用しています。

専門員：専門的分野の知識、経験豊かな人材を広く公募し、民間人材の雇用機会の拡大を図る。

イ 決裁

業務執行並びに人事等に関する決裁については、「公益財団法人神奈川県公園協会職務権限規程」において、理事長等の決裁事項など必要事項を定め、適切に運用しています。

園長決裁権限の強化：公園管理業務の緊急時に備え小破修繕等の執行権限を付与。

ウ 会計

当協会の会計処理の基本事項を「公益財団法人神奈川県公園協会会計規程」で定めているほか、関係要領等を整備し、会計、経理の公正、効率的執行を行っています。

また、業務の適正かつ効率的な執行を行うため、「公益財団法人神奈川県公園協会内部指導検査要領」を定め、各業務の実施状況の把握、点検、検査、指導を行っています。

内部指導検査要領に基づく検査体制等

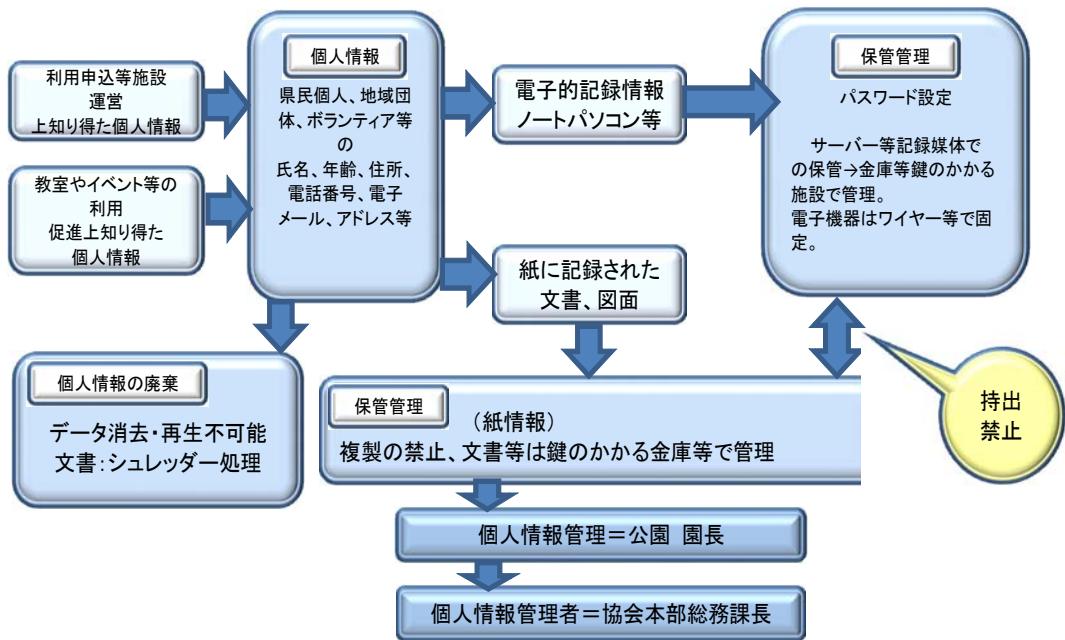
検査の範囲	①協会業務の実施に関する事項 ②協会の財務及び会計に関する事項 ③その他理事長が必要と認める事項				
検査体制	検査総括 3名	総務企画課長 経営課長 公園課長	主任検査員 6名	毎年度、職員の中 から理事長が任命 する	検査の実施は、 3班9名体制で行う
対象箇所	都市公園課所管の公園及び自然環境保全課所管のビジターセンター等				

(2) 個人情報の取扱い、職員への周知徹底等について

ア 個人情報の取扱い等

当協会が取り扱う個人情報は、各公園において活動するボランティアや各種行事の講師と参加者、スポーツ施設等有料施設の申し込み利用者などの個人情報及び本部で扱う各種個人情報がありますが、当協会では、県の個人情報保護条例に基づき「公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程」を定め、同規程第9条を受け作成した「神奈川県公園協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に沿って適切な運用を行っています。

■個人情報のガイドラインと管理体制～ガイドラインの流れ～



イ 職員への周知徹底

個人情報を扱う窓口や事業担当などの職員が意識を持って管理することが重要ですので、毎年実施する職員研修及び各公園の全体会議等において、特に、

- ① 利用目的を明確にして、必要以上の個人情報は保有しない。
 - ② 利用目的以外に、個人情報を利用・提供しない。
 - ③ 本人から直接個人情報を取得する時は、利用目的を明示する。
 - ④ 個人情報の漏洩防止措置を行う。
 - ⑤ 知り得た情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用しないことの周知徹底を図ります。

ウ 関係法令の遵守

県立都市公園は、都市公園法に基づく「公の施設」であるため、指定管理者は県の代行者として、地方自治法を始め、都市公園法、同法施行令、県の都市公園条例等関係規則や労働基準法などを、十分理解し、公園管理運営を行いう責務があります。また、公園管理施設の安全の保持や県民が快適に過ごせる場を提供するためには、設備点検に関する法律や衛生的環境の確保に関する法律、消防法等指定管理者として各種法令を熟知しておく必要があります。

私たちは、職員研修や講習会の受講等により職員教育を行い、各種法令を熟知したうえで法令を遵守し、適正な公園管理運営を行います。

二 情報公開・守秘義務

私たちは、業務上知り得た情報やその内容を第三者に漏洩しないことなど守秘義務を守りますが、情報公開では、県の情報公開条例に基づき定めた「公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」により、指定管理業務で知り得た情報や文書は、規程第5条に記述されている個人情報等の除外事項を除き、情報開示をします。

才 文書の管理・保存

当協会が作成又は受領した文書等は、県の文書管理規程等に準じ定めた「公益財団法人神奈川県公園協会文書等管理規程」により、適正に管理・保存します。

計画書8「公園の安全管理」

遊水地という立地特性や施設の特徴を把握した安全確保に努め、普段の管理から常に緊急時の対応を念頭においていた管理運営を行います。

また、普段の公園管理運営でも安全管理においては、事故等の未然防止及び万一発生した場合の初期対応に重点を置き、さらにきめ細かい注意を行うことで事故の発生を未然に予測する「小さな傷の早期発見」を心がけた安全管理を徹底します。

(1) 施設の安全管理について（安全管理の指針（マニュアル等）の整備、安全対策の研修の実施に留意して記述します。）

ア 大雨・洪水時の安全対策

平常時を含めて、状況ごとに藤沢土木事務所と密に連絡をとり、大雨・洪水時活動マニュアルに沿って迅速に的確な安全管理を行います。

イ 園内施設全般の安全管理方策

(ア) 各種施設点検の実施

私たちは、これまで日常巡視や、噴水広場を始め各種施設の目的、関係法令に応じた定期、法定点検を確實に行い、安全確保に努めてきました。今後についてもこれを継続しつつ、施設の状態の経年変化に合わせて点検内容、項目を随時更新していきます。

◆施設点検実施計画

点検名称	点検箇所	回数	点検者	報告先	適用マニュアル等
日常巡視	園内全域	毎日1回	作業スタッフ	現地責任者	園内巡視マップ
施設点検パトロール		年1回	・現地責任者 ・本部職員	協会本部	園内巡視マップ 県立都市公園維持管理マニュアル(共通編・各公園編)
重点点検	重点点検箇所	随時	・現地責任者 ・作業スタッフ	協会本部	重点点検箇所チェックリスト
各施設・法定点検	各施設	各施設毎	直営または専門業者		各施設点検マニュアル

(イ) 各種マニュアルの活用と整備

県立都市公園維持管理マニュアルを管理運営全般の総括的マニュアルとして、また、噴水広場を始めとした各施設、工作物のマニュアル、園内重点点検箇所マップ等を整備、活用し、スタッフの対応基準の明確化や意識統一に努めました。今後、さらに不足な部分については新たにマニュアルを整備し、統括した安全管理を意識して系統的な整理を行うとともに、それぞれの内容を適宜更新します。

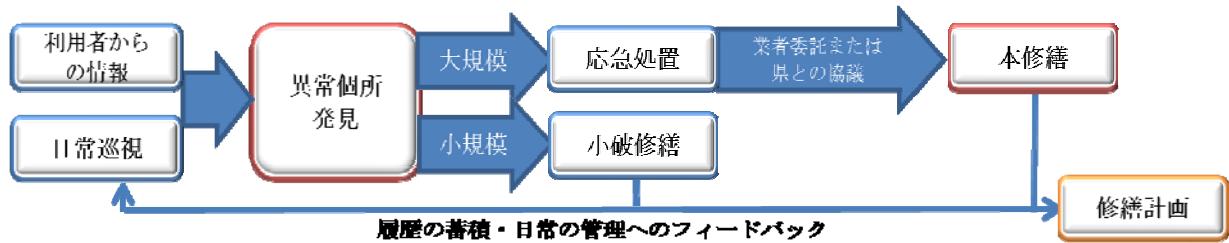
また、状況によっては緊急性や柔軟性を要する様々なケースが考えられますので、マニュアルに頼るだけでなく、これまでの経験も生かした臨機応変な対応を実践します。

(ウ) 点検と連動した速やかな施設修繕の実施

巡視や点検、または外部からの情報等により異常箇所を発見した場合には、小破修繕等規模に応じて迅速な復旧を行うとともに、大規模な事案は立入防止措置や応急処置による仮復旧を行い、安全を確保します。

修繕結果については、履歴として蓄積し、以後の維持管理へ反映させることで危険の早期発見と計画的、効率的な修繕を行います。

点検と連動した速やかな施設修繕の実施



(エ) 施設賠償責任保険への加入

園内での万が一の事故に備え、当協会が管理するすべての都市公園において、施設賠償責任保険に加入します。

■主な施設の安全管理方策

施設名	安全管理の考え方
広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理員により毎日の安全点検をします。 ○ グランド内の転石拾いを定期的に実施します。 ○ 冠水または大雨流出によりグランドにへこみ等が生じた時にはスクリーニングの搬入と転圧をします。
噴水広場・足洗い場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎日開園時の安全点検をしゴミを取り除きます。 ○ 底石のコケや水垢を洗浄します。 ○ ガラス等の危険物の定期的な清掃をします。
せせらぎ水路 沈砂池	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎日開園時の点検をします。 ○ 定期的にゴミや泥、枯れた植物を取り除きます。
自然創出ゾーン (ビオトープ)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 立入禁止を周知させ、水辺や越流堤などへの人の侵入を防ぎます。 ○ 大学など調査団体には利用の際、ヘルメットの装着を義務付けて来園者と差別化します。 また、調査結果を公表し、調査のための特別の立入であることを周知させます。 ○ 人の侵入に絶えず気づける管理をするために園内監視カメラを補助的に活用します。
園路 階段 橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ○ 段差が大きい階段があることを利用者に知らせ、降りるのが大変な方へのスロープの案内を行います。 ○ 毎日点検を行い、雨などによる路面の冠水などの異常を早期発見して清掃や立入禁止などの適切な措置を行います。
仮設トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用日及び利用時間に制限し、安全等を確認の上で門扉を施錠します。 ○ 注意報・警報発令時の誘導措置やレッカーコーナー移動があることを看板にて周知させます。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誘導表示に破損や汚れがないか点検します。 ○ 利用者に園内での徐行を徹底するよう指導します。

ウ 施設運営面での安全管理方策

施設の適切な安全管理に加え、運営面における安全管理方策の徹底により人的ハザードの排除に努めます。

(ア) 作業スタッフの安全確保

- ・労働安全衛生規則等の関係法令を遵守します。
- ・労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関する職員研修の実施やOJTによる、安全意識の向上を行います。
- ・高度な技術、資格等を要する作業については、専門業者に委託します。
- ・委託業者への安全指導、監督を徹底します。



利用者安全を配慮した作業

(イ) 利用者に対する安全確保

- ・噴水広場を始めとした施設の正しい利用を情報提供します。
- ・維持管理作業中の注意看板、立入防止柵などを設置します。
- ・多客時の草刈り機等の機械を使った維持管理作業を抑制します。

(ウ) 開園時間外の施設利用に対する安全確保

- ・公園の門扉は閉鎖状態を継続して遊水地内へ車両や人が侵入しないようにし、車で来館される方にはその都度職員が対応します。（夜間のイベント等。）
- ・少年野球場の早朝利用での際には、職員を出勤させて安全確認後に早期開園を行います。



活動時の注意事項の説明を徹底します

エ 自然環境学習やイベントに関する安全管理方策

学校などの団体利用やマラソン大会、観察会やイベント開催にあたっては、公園利用者に事前周知し、職員の効果的な配置を行い、安全対策を徹底します。また、自然観察会や水辺やビオトープを利用したイベントではイベント保険に加入し、不測の事態に備えます。万が一事故等が発生した場合も事故対応マニュアルに基づき、傷病者に気をくばって安心させながら迅速な対応を行います。

(2) 防犯対策の実施体制について

ア 昼間の体制

(ア) 利用者との連絡体制

- 園内の掲示板など主要な場所に管理事務所の連絡先を明示し、不審者や事件などの情報の共有を行い、万が一事件等が発生した場合に備えた連絡体制を整えます。

(イ) 維持管理上の対策

- 園路沿いや広場の周囲に、死角となる場所や暗い場所を極力つくらないよう、樹木の除伐や枝払い、草刈り等を行い、景観的な面からの防犯対策を図ります。
- 広場、建物の周囲等を常に清潔にし、地域とも連携の上、青少年の「たまり場」とならないよう配慮します。

(ウ) 監視カメラによる点検

- 公園事務所内にある園内及び館内のカメラモニターを常にチェックし、不審者や異常事態があった場合、速やかに対応します。

(エ) 地域との連携体制

- 公園が横浜市泉区、戸塚区、藤沢市に跨ることから、地域の防犯パトロールを園内でも行ってもらうなど、警察署や消防署、学校との連絡を密にして「地域の目」が行き届くような体制づくりを行います。

(オ) 年末年始の防犯体制

年末年始（12月29日～1月3日）については事前周知の上、閉園とし、委託する警備業者の巡回員が午前と午後に2回、外周道路及び園内を巡回し防犯に努めます。

イ 夜間の体制

- 防犯体制にあたっては藤沢土木事務所が委託している機械警備により、勤務時間外で使用する場合は機械警備会社と連絡調整を図ります。
- 夜間は閉園するため、閉園前に園内を巡回して安全を確認したうえで公園の門扉閉門施錠を徹底します。
- 藤沢土木事務所と協議して監視カメラを園内の重点箇所に向けて、施設の防犯を強化します。また、犯罪予防ため、監視カメラで録画していることを看板で表示します。

計画書9 「利用者への対応」

私たちは、公園ごとに特色ある都市公園を管理してきた経験と実績を踏まえ、来園者のみならず、これから訪れる利用者にも満足していただくため、公園に対する疑問や質問に応え、快適で楽しい利用を提案・サポートできる「パークコンシェルジュ」を目指します。

(1)接客対応及びその研修等について

ア 公園での出会いは、あたたかい真心こもった挨拶から

「いらっしゃいませ」という挨拶は、一方通行になりがちな挨拶です。私たちは、来園者とコミュニケーションをとることが重要と考えていますので、会話のキャッチボールがしやすい「おはようございます」「こんにちは」など、温かいい心からの挨拶をもって、来園者をお迎えします。

イ 利用者の目線で応えます

1人1人の利用者に対し関心を持ち、相手が何を求めているか、その人の目線に立ち接客を行います。利用者に関心を持つことで耳をかたむけ、利用ニーズを先読みし、お応えできると考えます。

ウ 公園管理事務所は‘公園インフォメーションセンター’

情報センターを活用して、公園のインフォメーションセンターとして位置づけ、来園者がいつでも立寄り、気軽に公園の情報を収集できる明るく快適な空間づくりを行います。

本公園への来園の有無にかかわらず「公園」に関心のある全ての利用者に対し公園の素晴らしさと情報を提供することが私たちの大切な使命と考えています。対面だけでなく、電話やメールでの対応にも爽やかさと真心をこめて接客します。

エ ‘改善’に向け走り続けます

私たちは、これまで「親切で丁寧な接客」を目標に、

- ① 朝礼での挨拶唱和
- ② 内部研修等による公園及びその周辺情報の取得
- ③ 特別指導員による接遇（C S）研修と接客対応評価指導

に取り組み、職員の意識向上を図ってきました。特に特別指導員の接客対応評価指導では抜打ちチェックによる評価を受け、不適切な部分については真摯に受け止め改善するなど、職員の意識改革が進み効果が顕著に表れています。

これからも、接遇向上プログラムを継続して実施し、常に‘改善’の姿勢を保ちます。

(2)苦情処理の対応及びその研修等について

ア 苦情は貴重な情報源

不満を持った時に苦情を申し立てるのはごく一部の人には過ぎません。多くの方は黙って次回から本公園へ来なくなってしまうかもしれません。または、管理者に対して大きな不安と不満を抱えるでしょう。このようなことを回避するため、苦情は貴重な情報源であるとともに利用者の期待の現れであるという姿勢で、迅速かつ丁寧で適切な対応を実施します。

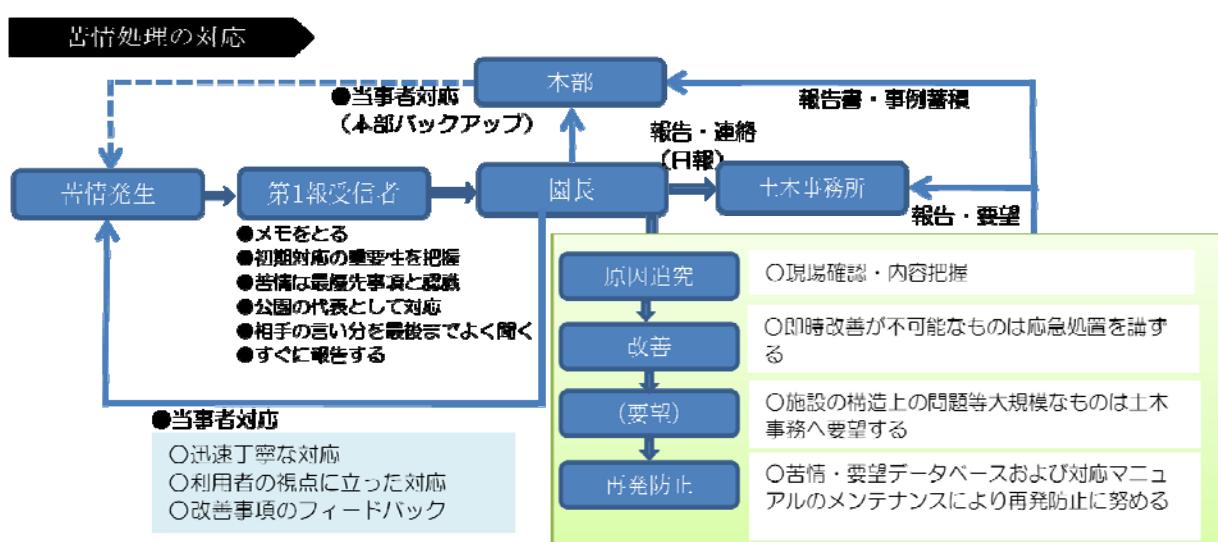
イ 柔らかい心で根気強く

公園は不特定多数の方が利用するところであり、利用者の価値観も千差万別です。管理事務所には時には理不尽で不適切な苦情や要望が寄せられます。私たちは、そのような利用者に対しても、柔らかい心をもって根気強く話を合うことで、意見の根幹を探り道理を欠くことのない解決に努めます。

※パークコンシェルジュ

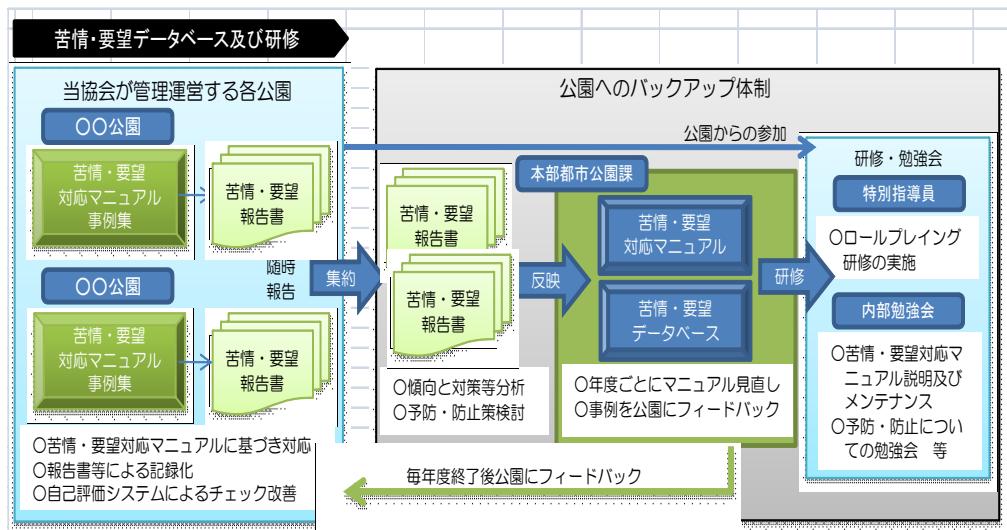
コンシェルジュ【concierge】とはフランス語で「重要な建物の門番」という意味。現在では主にホテルで宿泊客の求めに応じ、街の地理案内や交通機関・食事の予約などの手配をする係のことをいう。

私たちはこの役割を公園の案内係として捉えました。法的・道徳的に問題がない範囲で要望などの相談に乗ることができ、快適で楽しい利用を提案する利用者のパートナーをパークコンシェルジュとして位置付けています。



ウ 情報源として活用するために

苦情・要望はしっかりと記録し、藤沢土木事務所へ報告します。また、報告書を本部で集約し、苦情・要望データベースとして、当協会が管理する各公園の事例を共有するシステムを構築します。このシステムは、情報の集約、マニュアルとデータベースへの反映を繰り返し、公園にフィードバックすることで苦情・要望対応マニュアルと事例集のメンテナンスを行います。



蓄積された情報をもとに、苦情対応のロールプレイング研修を実施し、常に柔らかい心で根気強い対応ができるよう訓練します。また、苦情・要望対応マニュアルの説明及びメンテナンスの重要性など他の公園の職員と合同勉強会を開催し、苦情予防・防止に努めます。

(3)利用者への公園利用指導及びその研修等について

ア 思いやの心をもって、みんなで創る快適な公園

公園管理事務所に人員を配置することの大きな役割の一つが利用指導・案内と考えています。公共の空間である公園で、誰もが快適に楽しく過ごすためには、公平で公正な利用と他人を思いやる気持ちがとても大切です。

私たちは公園利用のルールを解りやすく伝え、1人1人の公園利用者が他人を思いやりみんなで快適な公園を創る重要性に対し、理解と協力・参加・賛同を求めます。

当協会が実施する利用指導の手段

利用指導と手法の例			
火気の使用、施設の破損・汚損	①②⑤⑥⑦	危険なスポーツ（スケートボード等）	①②⑤⑥⑦
オートバイ乗入等	①②③⑤⑥⑦	犬の散歩（糞・リード）	①②③④⑤⑥⑦
動植物の採取、立入禁止区域	①②⑤⑥⑦	ゴミの持ち帰り	①②④⑤⑥⑦
無許可の占使用	①②⑤⑥⑦	遊具等施設の利用の仕方	①②④⑤⑥⑦
マナー違反者には遵守事項を十分説明し、自主的な解決を促す。			

※数字は左図参照

境川遊水地公園での利用指導ポイント

- 遊水地として注意報発令時の利用制限、警報発令時の閉園措置や夜間閉園の周知をはかる。また水防施設やビオトープなどの水辺の立入禁止の案内、指導を行う
- 噴水池やせせらぎ水路の利用にあたっての安全利用に関する注意事項等などの周知徹底
- ビオトープの保護保全と、外来生物等の放逐の禁止について周知・徹底します。

イ 親切で丁寧な有料施設等の受付案内

公園の施設を利用するときには申し込みが必要です。園内にどのような施設があり、どのような方法で申し込むかなどパンフレットやWEBサイトでお知らせし、多くの皆様に情報を提供します。また、窓口では常に親切で丁寧な受付案内を実施します。

ウ 公平で公正な利用を保つために

公平で公正な利用を保つには、利用指導をする職員同士が同じ目線で情報を共有し、利用者に対応しなければなりません。内部研修において都市公園条例第3条「行為の制限」及び第5条「行為の禁止」など公園を利用するに当たって必要な関係法令やルールを理解し習得するほか、ミーティングや他の公園との合同勉強会を通し、公平で公正な利用について事例と情報を共有します。

(4)利用者のニーズの捉え方及び反映について

■ 利用者の満足を高めるために

ニーズを把握・分析し、結果を管理運営に反映していくことは、利用者(顧客)満足を高めるために重要です。日々のコミュニケーションや電話、手紙(メール)、アンケート等でいただいた利用者からの貴重なご意見は、反映と改善に努め、その結果を利用者へフィードバックします。

反映・改善、改善できない理由などを報告

■ 外部評価によるニーズの把握

特別指導員による現地調査により、客観的に運営を評価してもらい、指摘事項や意見など評価結果は業務改善項目として整理しデータ化するとともに順次対応します。

(5) 災害時の活動及び利用についての説明及び広報について

ア 災害が発生したら

管理事務所の開所時間に災害が発生したときには、来園者の安全確保と混乱回避を第一とし、放送や巡回（口頭）により正確な情報を提供するとともに、避難誘導を行います。



※災害発生時の連絡及び対応体制は「緊急時の体制（2）」に基づき実施します。

イ 利用についての周知

発災により園内施設の利用に制限（例えば、大雨・洪水注意報および警報、崩壊崩落等や救護施設の設置など）が発生することが予想されます。私たちは放送や巡回で周知するほか、園内図に制限個所を明確に表し掲示するなど、伝え漏れが発生しないように努めます

ウ 災害への備えとしての広報

本公園は遊水地として整備されています。大雨・洪水により、境川が増水した際に遊水地機能を発揮して下流の洪水被害を軽減させることを地域の方々に伝え安心感を提供することや洪水時には遊水地を利用することが非常に危険であると認識をしてもらうことが重要と考えます。

私たちは藤沢土木事務所と、災害直後・復旧時の園内利用や注意事項について協議調整し、ホームページや園内掲示版などの広報媒体を利用し周知に努めます。

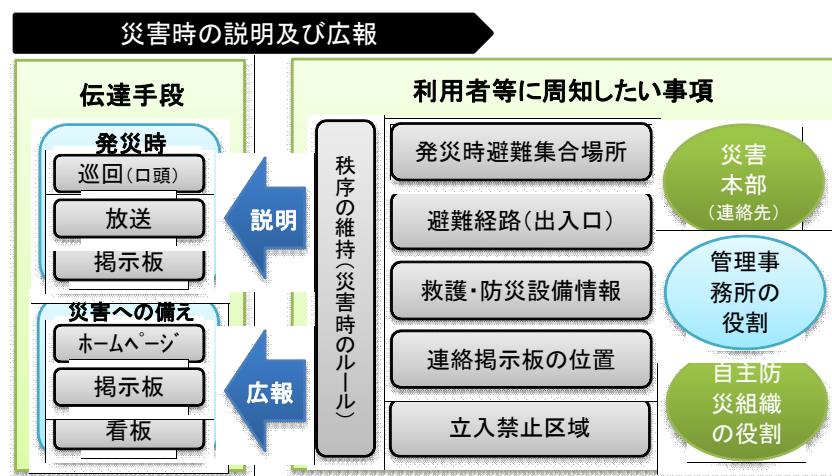
エ 安心への配慮

人は手を繋ぐことでストレスや不安が軽減されるといいます。私たちは、動搖が特に激しい利用者に対しては、なるべく「手を取り目を見て」話しかけることにより安心感を与えます。

発災時は特に「ゆっくり・はっきり」とした落着いた口調で対応できるように職員に周知・訓練します。

オ 苦情要望には優先順位をつけます

発災時は混乱が予想されるため、きめ細かに苦情要望に応えることができません。発災初期においては安全及び人命にかかることを最優先とし対応します。そのような私たちの活動（行動）について、優先事項の明文化等により被災者（利用者）に理解と協力を求めます。



計画書 10 「利用促進方策」

より多くの人に

「知ってもらい、利用してもらい、再訪してもらえる管理運営」に努めます。

(1) 利用促進のためのイベントの開催について

(閑散期の園内施設の有効活用についても記載します。)

境川流域の特性と遊水地公園としての機能並びに施設等を活用した魅力的なイベントを企画し、工夫してサービスの向上を図ります。企画策定に当たっての3つの重要な考え方と具体的な提案事項は次の通りです。

利用促進 のテーマ

- 1) 境川遊水地公園の特性を活かします
- 2) 自然観察や河川環境学習、体験学習のニーズに応えます
- 3) 四季を通じた楽しみを提案します

■境川遊水地公園のイベント

季節	開催イベントの概要		取り組み提案
春	ビオトープ草刈り体験	自然に対する親しみや理解を促すために公園利用者や地域住民と一緒に春の芽吹き前にビオトープ内の枯れたアシを刈り取ります。	継続
	遊水地機能見学会 (総合治水の日)	地域住民に公園の遊水地機能の理解を広めるために、藤沢土木事務所と協働して5月の治水月間中の総合治水の日に合わせて、遊水地の越流堤や情報センターの設備などの見学会を実施します。	拡充
	絶滅危惧種保全・外来種駆除イベント	園内に生育生息する絶滅危惧もしくは外来種をテーマに、保全管理や駆除活動を行なう。生き物管理への啓発や園内動植物に关心を持ってもらうために実施します(実施季節は夏に移行する場合もあり)。	新規提案
	花植え・花壇づくり活動	市民団体との協働体制のもと、フジ・スイセンをいった花木・園芸花を園内に植えるイベントや活動を支援し、花の彩る魅力的な公園景観をつくります。	新規提案
	県立博物館地学講座、公園自然観察会などは今後も継続して取り組みます。		
夏	川の日(投網などの披露等)	7月7日(川の日)付近の土日に川を紹介するイベントを行います。和泉川や境川で投網などの漁法の披露や採集の体験、川を紹介する企画展示も情報センターを利用して行います。	新規提案
	俣野ゴム堰を使った川魚採集会	藤沢市西俣野改良区の方と連携して、公園隣りの俣野ゴム堰を上げて水をせき止めている間に川の生き物を採集し、川の生き物の説明や近隣の農業と川のゴム堰の説明紹介を行います。	継続
	夏休み星空観察会	湘南台文化センター宇宙劇場との協同イベントとして実施。下飯田遊水地の平坦かつ周囲に高層建築物や街灯の少ない環境を活かした星空教室を実施する。屋外での星空と講義と野外での大型望遠鏡を利用しての天体観望を行います。	継続
	夏の昆虫観察会	夏季に盛期を迎える昆虫相の観察を境川遊水地情報センター周辺において実施する。昆虫の生態に関する識者を講師として、ライトラップを用い、昆虫の習性や遊水地環境(草地・水辺)や周辺の樹林環境を生息地とする昆虫相を観察し、公園周辺の自然環境について学ぶ。	新規提案
水の日、環境の日を新規に企画し、川の生き物観察会などを継続します。			
秋	秋のお月見スキ刈り &クラフト	中秋の名月が見られるころに公園内の堤防で生えるスキの刈り込み作業を参加者と協働で行い、刈り取ったスキをお供え用に配布したり、クラフト教室を行い自然への理解を深めます。	継続
	遊水地ガマの穂摘み隊	参加者と一緒にビオトープやせせらぎ水路に自生するガマの穂を摘み取る作業を通して、ビオトープの管理や自然に対する理解を深めます。	継続
公園自然観察会の継続のほか、みんなの花壇づくりなどの新規提案も行います。			
冬	自然クラフトワークショップ	公園の除草作業で出る、スキやクズ、オナモミ、ジュズダマなどの自然材を使ってワークショップを行います。	継続
	凧あげ大会・凧展示	地域の伝統文化である相模凧。地元の名人を呼んで参加者と一緒に公園のグラウンドで凧あげを行います。	拡充
公園自然観察会を継続して行います。			
通年	自然観察系	バードウォッチング、地層観察会を行います。	拡充
	学校等の総合教育	河川・治水の環境学習や貝化石採集の体験学習のプログラムにより充実させます。	拡充
	運動系	スポーツ教室、地域のマラソン大会・運動会ウォーキング大会を誘致し、サイクリングなどのスポーツ情報を発信します。	新規提案 ・拡充
	文化系ほか	遊水地写真展コンクール、動植物の展示、バードカービング教室などを行います。	新規提案 ・拡充

【平成 25 年度実施内容】

添付のとおりのイベント・観察会を予定します。

また、平成 25 年度に準備・検討をすすめる企画は以下のものになります。

- ・下飯田遊水地の鷺舞橋より上流の区域の特性である貝化石が産出する環境やビオトープゾーンとしての湿地や平地を維持しての自然体験イベントや観察会につなげていきたい。

■ 閑散期対策について

気候の厳しい夏や冬の閑散期には以下のような企画を行います。

暑い夏は、小中学校が夏休みであり、子どもと長期的な時間を利用できることを活かして地域団体と一緒に隣接する境川を利用した「川ガキ講座」を開催して、地域のこどもたちが川を理解し、ふれあえる機会を創出します。

また寒い冬には境川遊水地情報センターを利用して維持管理で発生したジュズダマ、オナモミ、クズなどを使った自然クラフトワークショップや遊水地に訪れる冬鳥を室内からあたたかく観察する野鳥観察会を企画し、公園の新たな魅力を発信します。

【平成 25 年度実施内容】

- ・平日のテニスコート利用率が低いため、プロテニスコーチを招いて「初心者テニス教室等」を開催し、利用者の拡大を図ります。

(2) 利用促進のための広報について

境川遊水地公園を 知らない人には、公園の紹介・概要を、
また 再訪のきっかけとなる季節毎の見頃見所など を広報します。

境川遊水地公園の
利用促進に向けて

境川遊水地公園の存在と
季節ごとの見頃と見所

公園の魅力への理解を
さらに深める情報

ア 近隣エリアへの広報・・・行政区が跨っている利点を活かします。

横浜市民、藤沢市民、地元自治会、小中学校等近隣の人々と私たちの公園を通して親交を深め、信頼関係を築きます。

イ 広域エリアへの広報・・・「公益財団法人神奈川県公園協会」の公益性を活かします。

神奈川県民、各種団体、各県立公園利用者に境川遊水地公園を訪ねてみたいという気持ちを抱かせます。

ウ 河川・教育分野への広報・・・「教育機関ならびに河川管理施設」と連携します。

遊水地公園及び河川施設を学校等の体験学習、生涯学習の場として紹介し、「知って学びたい」という興味を持たせます。

これまでの成果を継承しながら、境川遊水地公園の広報は次の通りに取り組みます。

■ 境川遊水地公園の広報手段

広報媒体	配布機関	対象	特徴
案内チラシ	各町内会	地域住民	町内会便り、学校便り等に境川遊水地公園でのイベントや見所情報を掲載いただけるように依頼します。
行政広報	横浜市、藤沢市	横浜・藤沢市民	公園の定期的なイベントや防災情報を通じての遊水地の役割を伝えます。
行政広報	神奈川県	神奈川県民	公園を利用した環境学習の紹介をサイエンスサマーを用いて紹介します。
教育広報	教育委員会	小中学校	公園での総合学習での案内や教職員を公園に招いての公園の学習での利用の仕方を紹介します。
パンフレット	指定管理者	広域市民	公園紹介パンフレットを作成して、県内各所の都市公園や公共施設を通じて境川遊水地公園の存在と営みを伝えます。
企画広告等	交通公共機関	広域市民	小田急電鉄など各種公共交通機関の協力を仰いで、園内のイベントの紹介や沿線企画の野鳥観察などのイベントに協力します。
ホームページ	指定管理者	社会全般	既に提供しているアクセスや基本情報に加えて、適時にホームページの更新をはかり、季節ごとの公園の魅力を発信します。
メディア	報道各社	社会全般	テレビや新聞などのマスメディアへは、遊水地を利用したイベントや季節ごとの公園の掲載を働きかけます。

平成25年度 利用促進事業計画一覧

公園名	事業名	開催日時	イベント内容	参加人数(人) ■2.3	講師	参加料の有無		主催※1	共催※2	後援※3	協賛※4	備考
						無 参加料収入	有 参加料金 (資料代)					
境川遊水地層観察会	境川遊水地層観察会	秋～春	境川遊水地において地層や貝化石の観察を行う。	15～30		○ (資料代)		公益財団法人神奈川県公園協会				下飯田遊水地の工事の進捗状況に合わせて日程、回数を決定する
	川の生き物観察会	7～8月	遊水地周辺の河川で生物を探集、観察する。	30		○ (資料代)		公益財団法人神奈川県公園協会 天王熱泉公園運営委員会				
	吳野ゴム堰イベント	7月中下旬	公園跡の境川の吳野ごみ堰を眺めさせて、川の水を堰き止めている間に生き物を観察、採集。また、地元農業とゴム堰の関わりを学ぶ。	50 の金	義章／西俣野環境保全向上 他			西俣野環境保全向上的会 神奈川県藤沢市木本事務所 公益財団法人神奈川県公園協会				協力：藤沢市西俣野土地改良区
	ビオトープ管理作業 (ガマの穂ぬみ、ヨシ刈り、湿地造成)	通年	地域団体と協力してビオトープ管理を行います。	未定		○ (資料代)		公益財団法人神奈川県公園協会				夏季はツバメの巣ぐら入りの観察を夕方～夜行う
	野鳥観察会	春・秋 (計2回)	地域の歴史について学ぶ。	約25	川戸　清	○ (資料代)		公益財団法人神奈川県公園協会				
	歴史観察会	春・秋 (計2回)	地域交流を兼ねた公園まつりとして、模擬店の出店や餅つき体験などを実施する。模擬フェスティバルも同時に実行。	約25	川戸　清	○ (資料代)		公益財団法人神奈川県公園協会				富士見が丘連合自治会新春マラソン＆ウォーキング大会と同時開催
	新春ふれあいフェスタ	1月下旬	ロケーションの良い鷺舞橋から初日の出を見るため、元旦の早朝に鷺舞橋を開放する。	未定		○ (資料代)		公益財団法人神奈川県公園協会				
	鷺舞橋 初日の出	元旦	手鏡に合わせ、さまざまな素材を用いてクラフト作成を行う。	20		○ (資料代)		公益財団法人神奈川県公園協会				年に数回行う
	クラフト教室	通年	利用者の少ない平日に初心者向けテニス教室を、夏休みなど長期休暇に観子向けテニス教室を開催する。	10～20	プロテニスコーチを予定	○ (資料代)		公益財団法人神奈川県公園協会				
	テニス教室	夏～春	公園や身近な自然についてテーマを決めて親察や講義を行う。	10～30	職員の直営や外部講師を依頼	○ (資料代)		公益財団法人神奈川県公園協会				春と秋に親子向けの観察会を行う予定。
境川遊水地公園	自然観察会	春～秋	夏の星空を観察する。	約30	外部講師を依頼	○ (資料代)		公益財団法人神奈川県公園協会				
	天体観望会	夏	公園の伝統文化である相模廻を展示する。	未定	公園フォトコンテストや地域で活動する団体の写真展などを展示予定。	○ (資料代)		相模原泉保存会 公益財団法人神奈川県公園協会				
	相模廻展示	春										
	写真展覧会	未定						公益財団法人神奈川県公園協会				

※ 1 主催：中心となって行事を行うこと、また、その人や団体・機関。

※ 2 共催：二つ以上の団体が共同で一つの行事を主催して行うこと。責任の一部を分担する。責任の一部を負うこと。質や正確性の保証。基本的に名義のみでお金は出さない。

※ 3 後援：行事の趣旨に賛同し、その開催を支援すること。費用等の支援（企業等）。

※ 4 協賛：行事の趣旨に賛同し、協力すること。費用等の支援（企業等）。

●次回以降の参考資料とするため、各事業で差しめたポスター、チラシや開催状況の写真、アンケート結果、新聞記事、情報誌記事など必要なデータを文書の後ろに添付して整理しておく

記載上の注意

●イベント開催に要した経費については、材料費、謝礼、贈品等の経費を計上。職員・人件費は除く。
●広報の方法については、記者発表、新聞掲込み、地図情報誌への情報提供、公園ホームページなどを記載する、

計画書11 「自主事業の運営」

(1) 境川遊水地公園における自主事業の管理運営計画

境川遊水地公園の利用者の利便に供するため、自主事業で自動販売機等の運営を行い、そこで得られた収益を、公園の利用促進や利用者サービスの向上、広報活動等に還元します。

ア 自動販売機の設置

園内には売店がないため、公園利用者の利便性を図る目的で、来園者が多く集まる場所（境川遊水地情報センター、下飯田遊水地トイレ・シャワー棟デッキ）に自動販売機を設置し、清涼飲料等を提供しております。

平成25年度以降も、引き続き河川占用許可を得て、より適切な運営を行ってまいります。

区分	内容
設置場所	①境川遊水地情報センター(入口及びテラス)、②下飯田遊水地トイレ・シャワー棟デッキ
設置台数(予定)	①3台、②2台
販売品目	①清涼飲料水及びアイスクリーム類、氷菓　　②清涼飲料水 を提供
運営方法	・自販機メーカーによる機器の設置による販売とし、販売品はリサイクルに配慮した商品とします。 ・設置業者の選定は、プロポーザル方式で行い、自販機の機能、販売商品、メンテナンス方式、防犯システム、災害対策システムが充実している事業者を選定します。

イ 温水シャワー施設の設置

当園では有料施設等利用者からの要望に対応し、平成23年7月1日より公園利用者の利便性を図る目的で、下飯田遊水地トイレ・シャワー棟内に温水シャワー室を設置し有料で運営しております。

平成25年度以降も、引き続き公園施設管理許可を得て、より適切な運営を行ってまいります。

区分	内容
設置場所	下飯田遊水地トイレ・シャワー棟
設置台数(予定)	男性:2箇所　女性:2箇所
運営方法	利用期間:4月1日～11月30日 利用時間:①9:00～17:15(4, 5, 8, 9月)、②9:00～18:15(6, 7月)、③9:00～16:15(10, 11月) 利用料金:1回3分100円…※使用中に100円を追加すると3分間延長

計画書11 「自主事業の運営」

(2) 事業の実施体制

ア 自動販売機設置事業の実施体制

自動販売機の設置事業は、会社を選定し、利用者に清涼飲料等を販売しサービスの提供を行っております。

区分	営業概要	当協会の業務指導監督
営業日	年間を通して、毎日営業	<ul style="list-style-type: none"> ・販売品目の協議指導、・売上金の早期回収・防犯設備の強化 ・自販機の消灯、・ビンの販売禁止 ・バリアフリー対応機種の導入 ・災害時に飲料水を提供できるシステムの構築
営業時間	防犯のため5時～20時まで営業	
事業者の役割	商品補充と品質管理、容器の回収	

イ 温水シャワー施設設置事業の実施体制

温水シャワー室は次の内容で実施します。

区分	実施体制と業務内容の内訳
実施体制	100硬貨使用による自動利用方式
業務内容	・シャワー室出入口ドアの鍵開閉・両替業務・売上金収納業務・室内の清掃業務・電気設備点検・目視による日常点検・シャワー温度設定



情報センター前の自販機設置運営



下飯田遊水地トイレ・シャワー棟デッキの自販機設置運営



情報センター内の自販機設置運営



下飯田遊水地トイレ・シャワー棟内温水シャワー設置運営

計画書 12 「地域や関係機関との連携」

(1) 県民及び住民参加、ボランティア団体による協働の取組みについて

私たち公益法人は、高い社会的な信頼性をもって
県民及び住民そして公園で活動するボランティア
団体等の方々と常に公正・公平で平等を基本とした
信頼関係を築いてきました。

境川遊水地公園では、これからも積極的な協働による
公園づくりを推進して円滑で意義の深い県民サービスの
向上に取り組みます。

境川遊水地公園には、
地域の理解と様々な担い手の力が必要です



ア つくる協働 情報センターの展示作成やビオトープのモニタリングや 維持管理などを行います。

- 展示物作成の協働・・・日本大学造園緑地学研究室、日本大学自然保護研究会、地元伝統文化保存会等
- 自然再生の協働・・・日本大学造園緑地学研究室、境川遊水地自然観察会、日本大学自然保護研究会
　　境川流域の自然景観をつくる会、神奈川県植物誌調査会等

イ 使う協働 公園の運動施設や情報センターの活用、自然学習などを行います。

- 公園施設の協働・・・神奈川県少年野球連盟学童部など各種スポーツ団体等
- 環境学習の協働・・・地元小学校、地域の教育委員会、境川遊水地自然観察会等の自然系ボランティア、
　　地元農業団体等
- 生涯学習の協働・・・神奈川県立生命の星・地球博物館地学ボランティア、
　　境川遊水地自然観察会等
- 表現活動の協働・・・写真愛好グループ、俳句グループ、
　　境川流域の自然景観をつくる会、地域伝統文化保存会等

ウ 支える・伝える協働 地域に根付いた公園づくり、情報発信を行います。

- 地域づくり団体と協働・・・公園周辺の連合自治会4団体、自治会8団体
- 地域発信者との協働・・・藤沢市ならびに横浜市泉区・戸塚区広報担当課、
　　ミニコミ誌発行団体等
- メディアとの協働・・・神奈川新聞、神奈川TV、報道各社
- 保安担当との協働・・・神奈川県警、藤沢市ならびに横浜市消防署

(2) 地域への貢献についてのこれまでの実績又は提案について

私たちは、「地域や関係機関との連携」を最重要テーマとして県民サービスの向上につながる公園づくりに努めています。境川遊水地公園は平成19年8月に一部開園したばかりであり、現在、このテーマの実現に向かって取り組んでいます。その連携のきっかけづくりとして次のようなことに取り組んできました。

ア 公園の存在を伝え活用してもらいやすくするための実績と将来提案

実績

- 自然観察学習シートの作成
- 自然観察会の開催
- 大雨・洪水時活動による利用者や地域住民の安全確保の貢献（H23年度 45回）
- 施設管理者と協働による一般市民を対象とした遊水地機能の紹介、啓発イベントの計画・実施

将来提案

- 最寄り駅からのウォーキングマップを作成し配布します
- 全国の遊水地とのネットワークによる情報発信をします

イ 地域の交流と活性化に向けて取り組んできた実績と将来提案

実績

- 少年野球場や多目的グラウンド、ビオトープなどの確実な施設管理
- サイクリング利用者へのスタンドの提供、マナー講習への協力
- 小学校の遠足やウォーキング団体などの利用対応
- 小中学校の体験学習への協力（11回 699人）
- H23年度で自然観察会27回、延べ1179人の参加実績
- 地域の小学校や自治会のマラソン大会等への協力
- 地域団体と協働したビオトープ調査及び維持管理

将来提案

- 季節を楽しむイベント（七夕飾り、ススキ刈り、凧上げ）を協働で企画、開催します
- 地域団体と協働した自然観察会を開催します
- 隣接する藤沢大和自転車道路利用者の休憩地としての活用を促進します
- 「水と緑のネットワーク」や地域活性化の核となるよう行政機関等との連携を図ります

【平成 25 年度実施内容】

- ・遊水地のネットワークによる情報発信に向けて、県内や周辺遊水地とのネットワークづくりの準備を進めます。
- ・小中学校や地域団体向けの貝化石採集などの体験教室に協力します。
- ・公園として県の推進する「緑の回廊構想」や地域活性化の核となるように将来的に行政機関との連携を図るための準備を進めます。
- ・地域団体と協働してビオトープ管理などを行い、協議会開催へ向けての土台づくりを行います。

境川遊水地公園でのさまざまな活動の活性化こそが
「公の施設」として果たしうる「地域への貢献」であると考えています。
私たちは、これまで構築してきた信頼性を礎として
境川遊水地公園が果たしうる公益性を最大に發揮できるように努めます。

(3) 関係機関（対象管内の他の公園や周辺施設等）との連携の考え方について

私たちはこれまで、日本大学造園緑地学研究室や神奈川県生命の星・地球博物館、藤沢市教育文化センター、地元野鳥の会などと連携をとりながら管理運営を行ってきました。今後も引き続き、高い公益の実現に向けて、各種機関との連携を強化していきます。主な関係機関との連携については次の通りです。

ア 近隣公園や文化施設との連携

- 天王森泉公園 数百mと非常に近い立地を活かし、森と水辺の野鳥観察会など合同のイベントの企画を行い、公園の情報やイベントの相互の紹介を強化します。
- 湘南台文化センターこども館 現在協働で行っている観察会や自然体験でのイベントをより充実させ、近隣のこどもと境川遊水地公園とを湘南台文化センターこども館を通してつなぎます。

イ 教育機関との総合学習や自然観察会の連携

- 藤沢市教育文化センター 毎年公園と協働で行っている教職員研修で公園の総合学習の場として機能を紹介や新規プログラムを提案し、積極的に小中学校の団体利用の誘致を行います。
- 神奈川県総合教育センター 平成23年8月に教職員研修で利用し、今後も公園の機能を神奈川県全体に紹介するよう努めて県内教育機関と境川遊水地公園の連携を構築することを目指します。

ウ 研究機関や自然観察団体との公園管理の連携

- 日本大学造園緑地学研究室 境川遊水地で行っている生物モニタリングや研究に引き続き協力して、境川遊水地の生物データベースの蓄積や動植物維持管理での情報の連携を行います。
- 神奈川県立生命の星・地球博物館 本公園で見られる地層や貝化石研究のデータの共有や来年度も継続して行う予定の博物館講座の協力、公園主催の地層観察会の技術指導の依頼などを引き続き連携して行い、動植物の調査や維持管理も協力体制を構築します。
- 境川流域の自然景観をつくる会 平成23年度より公園側が支援している自然観察の充実や協働で境川を利用した地域の川ガキ育成講座の企画、会の発表の場として境川遊水地公園を活用します。
- 境川遊水地観察会・神奈川県植物誌調査会 境川遊水地のビオトープを中心とした自然観察や調査の協力を引き続き行って情報交換を行い、境川遊水地の生物情報の蓄積、環境の保全作業の連携を行います。また、活動の発表の場、利用の場としての境川遊水地情報センターの提供を行います。

エ 災害時・緊急時の連携

- 藤沢土木事務所 災害時、緊急時では、河川砂防第2課及び公園課と綿密な情報交換を行い、迅速で的確な対応が行えるように努めます。
- 警察署、消防署 公園が横浜市戸塚区、泉区、藤沢市と広域に跨っていることから各機関と日頃から連携を行って、災害や緊急時に迅速な対応ができるように努めます。
- レッカー業者 緊急時の迅速なレッカー移動により所有者に連絡が取れない車両の冠水被害を防ぎます。

オ 河川・治水施設との連携

- 遊水地施設 全国にある遊水地施設と協力しあいの施設の情報交換、発信することを行い、将来的には「遊水地ネットワーク」を構築して遊水地の機能を紹介するよう努めます。
- 河川公共機関 河川関連施設との交流を行い、ホームページなどの施設やイベントを紹介してもらうよう働きかけます。

カ 公共交通機関との連携

- 小田急電鉄、神奈川中央バス 交通機関と協働し、公園へのウォーキングや自然観察会などの紹介をとおして沿線と公園の相互利用を目指します。

【平成 25 年度実施内容】

- ・教育機関と連携して小学校などが学習目的で境川遊水地公園や境川遊水地情報センターを訪れるができるように教育機関への呼びかけや展示環境の整備を行います。
- ・境川流域の自然景観をつくる会など境川遊水地及び近隣河川を利用する市民ボランティア活動に対して協力します。
- ・他の遊水地施設との協力体制づくりや情報交換など様々な連携が行えるように準備を進めます。
- ・河川関連施設のホームページなどに本公園の施設紹介やイベント紹介を行えるように交流を行います。

(様式第3号)

委託予定業務一覧表

業務区分	業務名	業務内容	委託を行う理由	委託に係る予算額（概算）	選定方法、選定期、選定方法の考え方
植物管理業務	草地管理業務	繁茂期の堤防法面等の草刈り	傾斜地作業で危険を伴うため	6,000 千円	4月に公募式競争入札により価格が最も低い額を選定する
	エアレーション・他芝生管理業務	エアレーション・目土かけ・施肥	専門の大型機器を要し、短期間に作業を実施するため	900 千円 × 2回	6月と9月に見積合せにより価格が最も低い額を選定する
警備業務	年末年始巡回警備	施設の巡回・警備	遊水地連絡協議会と共同発注し、効率的・経済的な執行を図るため	100 千円	12月連絡協議会で地元業者と随意契約する
施設保守点検等業務	グランド防球ネット点検	機器類の点検	年1回はより専門的な点検を行うため	50 千円	5月に専門業者と随意契約する
	散水設備点検	機器類の点検	年1回専門的な点検を行うため	200 千円	6月に専門業者と随意契約する
	グランド点検管理	スクリーニング	専門の大型機器を要し、短期間に作業を実施するため	1,300 千円	2月に地元業者を指名し、価格が最も低い者を選定する
	電気自動車急速充電器保守点検	公園内設置のEV用急速充電器の保守点検	年間保守点検を専門的業者に委託	60 千円	年度開始前に専門業者と随意契約
	鷺舞橋開門業務	鷺舞橋の早朝開門業務	公園開園前の早朝に開ける必要から実施	600 千円	年度開始前に地元と随意契約
	汚水処理装置維持管理業務	ポケットパークのトイレ汚物処理（消化層）の保守点検を実施	年4回専門的な点検を行うため	170 千円	年度開始前に専門業者と随意契約
清掃業務	ゴミ処理	一般ゴミ、刈り草・産業廃棄物等の運搬・処分	免許を要する業務のため	1,500 千円	地元資格業者を指名し、価格が最も低い者を選定する

清掃業務	特別清掃	洪水後清掃	早期に安全、清潔な公園を取り戻すため	250 千円 ×3 回 (想定)	洪水後、地元で緊急に対応できる業者と随意契約する
	トイレ等清掃	トイレ・シャワー室の日常清掃	短時間の日常作業を必要とするため	2,500 千円	年度開始前に競争入札により価格が最も低い者を選定する。
維持補修	各種修繕	直営では実施できない施設小破修繕、機械修繕	専門的な知識や技術を要する業務のため	平均 100 千円 ×5 回	随時、補修内容により、専門業者と随意契約する